

春日部市総合振興計画

前期基本計画 総括報告書

(平成20年度～平成24年度)



総合振興計画 前期基本計画の総括にあたって

目 的

平成20年度にスタートした「春日部市総合振興計画 前期基本計画」は、平成24年度をもって前期5年間の計画期間が終了しました。

そこで、改めてこの5年間の市の取組についての検証を行い、その結果や成果の状況を明らかにするため、総括を行います。

考え方

前期基本計画期間中に取り組んだ施策を中心に、以下のとおり総括します。

- (1) 前期基本計画で設定した76施策について各施策ごとに総括
- (2) 前期基本計画全体としての総括

検 証

前期基本計画で設定した76施策について、各施策ごとに以下の項目について検証を行いました。

(1) 取組実績

前期基本計画で各施策ごとに設定した、取り組むべき施策の内容に対して、具体的な実績を検証しました。

(2) 成果指標による目標達成状況

本市では、施策・事務事業の成果をできるだけ数値化し、客観的に目的の達成などを測定して、さまざまな観点から評価する行政評価制度に取り組んでいます。

前期基本計画の76施策について、実績・現状を把握するため、各施策ごとに設定した成果指標につきまして、前期5年間の目標達成度を検証しました。

(3) 平成23年度市民意識調査における施策評価結果

前期基本計画の76施策に対して、満足度と重要度を質問し、今、市民が市の取組に対してどのように感じているのかを調査しました。

(4) 総合振興計画審議会の意見

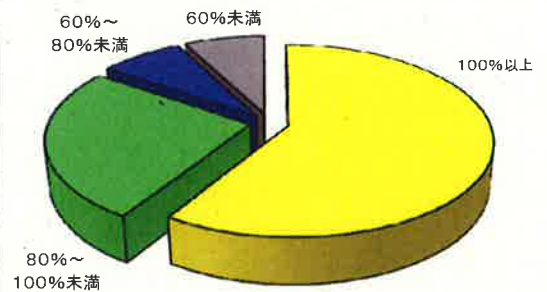
総合振興計画審議会から前期5年間の取組実績について、ご意見をいただきました。

基本目標 1 子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】

政策	保健・医療・福祉（やすらぎの施策）	担当部	福祉部・健康保険部・病院事務部
構成する施策 (17施策)	1-1-1 子育て家庭へのきめ細かな支援・No. 1	1-1-2 仕事と子育ての両立支援・・・No. 2	
	1-1-3 子どもの健やかな成長の支援・・・No. 3		
	1-2-1 地域福祉の充実・・・No. 4	1-2-2 生活援護と自立の支援・・・No. 5	
	1-3-1 介護予防の推進・・・No. 6	1-3-2 介護サービスの充実・・・No. 7	
	1-3-3 生きがいがづくりの推進・・・No. 8	1-3-4 高齢者の生活支援・・・No. 9	
	1-4-1 障害者の自立支援・・・No.10	1-4-2 障害者の生活支援・・・No.11	
	1-4-3 障害者の社会参加の促進・・・No.12		
	1-5-1 健康づくりの推進・・・No.13	1-5-1 保健予防の充実・・・No.14	
	1-5-3 適正な健康保険事業の推進・・・No.15	1-5-4 地域医療提供体制の整備・・・No.16	
	1-5-5 市立病院の再建・充実・・・No.17		

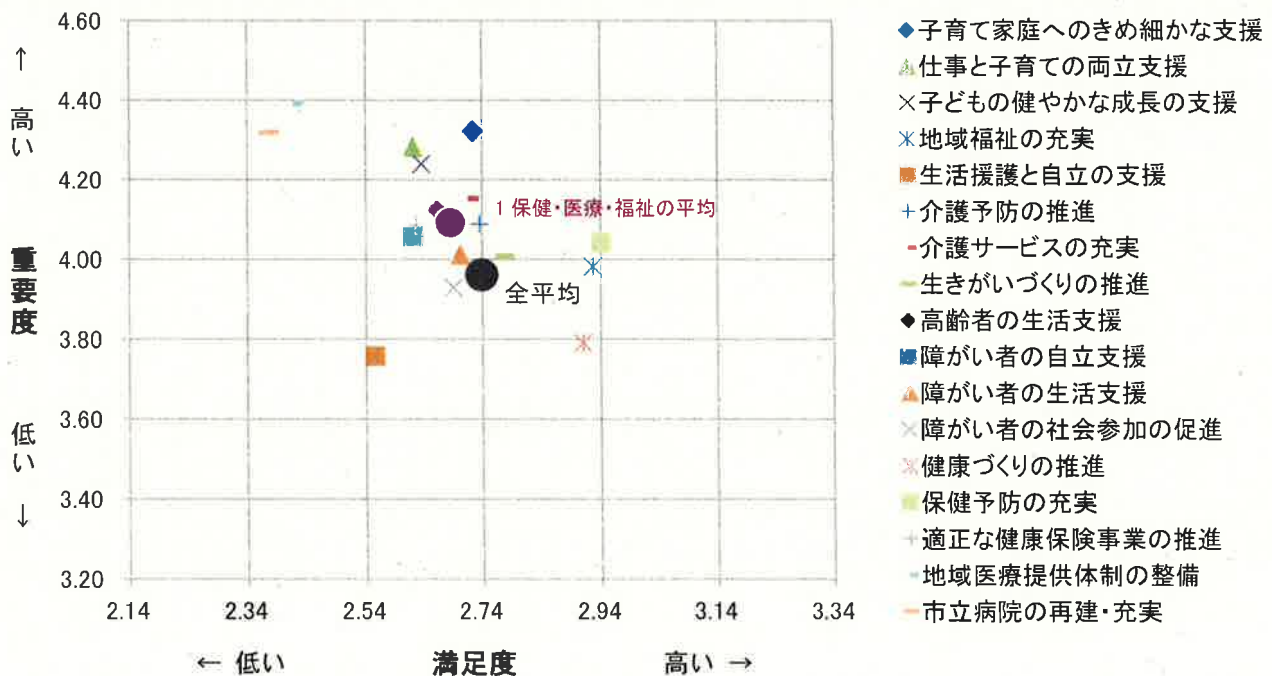
■施策の達成度

成果指標数 (39指標)	達成率	指標数	割合
	100%以上	23指標	59.0%
	80%～100%未満	10指標	25.6%
	60%～80%未満	3指標	7.7%
	60%未満	3指標	7.7%
	達成状況測定困難	3指標	—



基本目標1（保健・医療・福祉）については、39指標を掲げています。達成状況は、100%以上が59.0%（23指標）、80%～100%未満が25.6%（10指標）、60%～80%未満が7.7%（3指標）、60%未満が7.7%（3指標）となっています。80%以上達成した指標の割合については、84.6%（33指標）となっています。なお、基本目標1の平均達成率は91.1%となっています。

■平成23年度市民意識調査の結果【施策の満足度・重要度】



基本目標1については、17施策を位置づけております。その中で、市立病院の再編・充実、地域医療提供体制の整備については、特に満足度が低く、重要度が高い施策となっています。

基本目標1全体としては、7つの基本目標の平均値から考察すると、満足度がやや低く重要度はやや高い結果となっています。

施策 1-1-1 子育て家庭へのきめ細かな支援

■施策の目的

保護者が、安心して出産・子育てができるようにするため、次世代育成支援行動計画を推進するとともに、子育て家庭への情報提供・相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

■施策の内容	■5年間(H20~H24)の主な取組み実績
次世代育成支援行動計画の推進	次世代育成支援行動計画(後期計画)の各事業について、実施等の評価を継続して実施しました。また、平成24年度は見直しを行い、現況にあわせ、目標や新規事業の追加等を行い、平成25年度から一部変更後の計画による実施を行うこととしました。
子育て家庭への情報提供・相談体制の充実	「広報かすかべ」に子育てに係る情報欄を設けるとともに、子育て配信メールを行い、情報提供のツールを増やしました。相談体制の充実は、子育て支援センター、児童センター、保育所、地域子育て支援拠点等、相談できる窓口を増やし、身近な相談窓口の充実に努めました。
子育て家庭への経済的負担の軽減	子ども手当、児童手当等の支給により、子育て家庭への経済的負担の軽減を図りました。

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①子育て支援センターの利用者数	14,758人 (平成18年度)	30,000人 (平成24年度)	43,164人 (平成24年度)	143.9%	行事やイベントを多数実施したことにより、利用者増となった	—
②子育て相談のできる施設数	26か所 (平成18年度)	31か所 (平成24年度)	34か所 (平成24年度)	109.7%	保育所27施設、子育て支援センター2施設、地域子育て支援拠点施設5施設で子育て相談を実施した。	—
③子育て支援センターにおける子育てサークルの育成件数	1件 (平成18年度末)	5件 (平成24年度末)	3件 (平成24年度末)	60.0%	新たに3件の子育てサークルの育成を図った。	すでに活動している子育てサークルへの加入などにより、新規の育成が3団体に留まった。

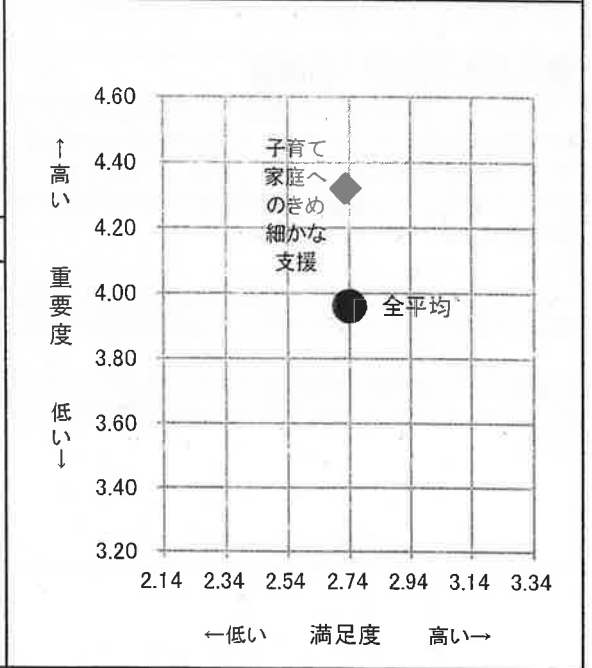
■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

成果指標の達成率を見ると、2指標が目標を達成しており、施策全体としては、順調に進捗したものと考えます。
 また、「子育て支援センターにおける子育てサークルの育成件数」は目標値に達しませんでした。これは、すでに活動している子育てサークルに、新たな保護者が加入される率が高くなったことによるものです。よって、「保護者の集う場を築く」という当初の目的は達成されていると考えます。
 市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は中程度、重要度は高いと評価されており、引き続き子育て家庭への支援を継続する必要があります。

全施策中の順位	満足度: 43/76	重要度: 7/76
---------	------------	-----------

■後期基本計画への課題

家庭の経済状況においては、一人の子どもの養育にかかる費用負担は大きくなっています。子育て家庭に対する経済的支援を充実し、子育て家庭の養育費や医療費の負担の軽減を図ることが必要となっています。



施 策		1-1-2 仕事と子育ての両立支援				
■施策の目的						
保護者が、子育てをしながら、安心して仕事を続けられるようにするため、保育施設の整備による待機児童の解消や、保育サービス及び放課後児童クラブにおける児童の受入れ体制の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
保育施設の整備・充実		H21年度に第9保育所を新設、H22年度に民間保育所2カ所新設及び定員増3カ所、H24年度に民間保育所2カ所新設しました。				
保育サービスの充実		公立保育所における一時保育事業の利便性を向上させました。また、東日本大震災を契機とした防災・災害対策を強化しました。				
保育所待機児童の解消		保育所の整備・充実により、公立保育所11カ所、民間保育所18カ所、定員2,571人となりました。平成25年4月1日現在で待機児童数が3人に減少しました。				
放課後児童クラブの充実		平成20年度から3カ年でクラブの分割や増設、建築を行い、大規模クラブの解消を図り、平成22年4月から22カ所30クラブ、定員を1,650人としました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①放課後児童クラブの入室児童数(1～3年生)	1,093人 (平成19年4月1日現在)	1,300人 (平成25年4月1日現在)	1,176人 (平成25年4月1日現在)	90.5%	1～3年生までの対象児童5,486人に対し、1,176人が入室した。	少子高齢化の影響により、入室希望者が減少したため。
②ファミリー・サポートの活動件数	2,562人 (平成18年度)	3,000人 (平成24年度)	3,300人 (平成24年度)	110.0%	・ファミリー・サポートセンター活動件数: 2,848件 ・緊急サポートセンター活動件数: 452件	—
③保育所待機児童数	55人 (平成19年4月1日現在)	0人 (平成25年4月1日現在)	3人 (平成25年4月1日現在)	94.5%	平成24年度に民間保育所2カ所新設により、前年度比102人の定員増とした。	待機児童は解消しつつあるが、地域ごとの需給アンバランスで解消まで至らなかった。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>保育サービスの充実では、ファミリーサポートの活動件数が目標を達成し、保育施設の整備・充実では、民間保育所の新設等により待機児童が解消しつつあり、放課後児童クラブの充実と併せて計画は概ね順調に進んできたものと考えます。</p> <p>しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は低く、重要度は高いと評価されており、少子化が進む中でも保育ニーズは高く、仕事と子育てを両立支援する施策のより一層の充実が求められています。</p>				全施策中の順位	満足度: 57/76	重要度: 10/76
■後期基本計画への課題						
<p>・本市には、平成25年4月現在で、公立保育所11カ所、民間保育所18カ所が設置されています。入所を希望する児童が依然として多く、現在の施設では全員の受入ができない状況となっています。仕事と子育ての両立ができるよう、保育所の待機児童の解消を図ることが必要であります。</p> <p>・近年においては、とくに0歳児から2歳児までの低年齢の児童の入所希望が多いため、これに対応した施設整備が必要となります。</p> <p>・家庭の就労形態の多様化とともに、保育ニーズも多様化しているため、これらに対応する保育サービスの充実を図ることが求められています。</p>						

施策 1-1-3 子どもの健やかな成長の支援

■施策の目的

子どもが、心身ともに健やかに成長できるようにするため、安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、小児医療体制の充実、ひとり親家庭への支援、子どもの人権擁護の推進を図ります。

■施策の内容	■5年間(H20~H24)の主な取組み実績
子どもの居場所づくりの推進	平成21年9月に春日部第2児童センター(グーかすかべ)開館、平成22年8月庄和児童センター(スマイルしょうわ)開館、平成23年9月庄和第1児童館閉館し、児童センター3館体制としました。また、既設施設の充実のため、春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)に平成25年度から供用開始する親水広場の工事を着工しました。
子どもの健康づくりに向けた支援の充実	妊娠期からは両親学級、妊婦健康診査を充実させ、初孫教室を開催するとともに、乳幼児相談での育児不安の軽減を図りました。また、乳幼児健診及び新生児訪問・未熟児訪問・かすかべびーず訪問などの訪問事業の充実にも努めました。
小児医療体制の充実	市医師会の協力により運営される、小児救急平日夜間診療部の一次救急体制及び、埼玉県東部南地区第二次救急医療病院群輪番制(輪番制で4病院)の二次救急医療に対応する体制の充実に努めました。
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、母子福祉事業、遺児手当支給事業、交通遺児援護金支給事業により、ひとり親家庭への就職への援助、経済的な支援を行いました。
子どもの人権擁護の推進	子どもの人権を守るため、児童虐待防止の啓発及び対応を行いました。

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①児童館の利用者数	166,870人 (平成18年度)	200,000人 (平成24年度)	280,110人 (平成24年度)	140.1%	児童センター3館により、運営を行った。	—
②乳幼児健康診査の受診率	92.6% (平成18年度)	93.0% (平成24年度)	93.5% (平成24年度)	100.5%	各健診の日程の曜日を分散させ、受診しやすい工夫や、未受診者に対する働きかけに力を入れた。	—

■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

成果指標の達成率を見ると、2指標すべてが目標を達成しており、施策全体としては、順調に進捗したものと考えます。児童館に関しては、次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づく「児童センター」整備予定の3館を設置、現在は「既存の児童センターの活用」に重点が移行しています。

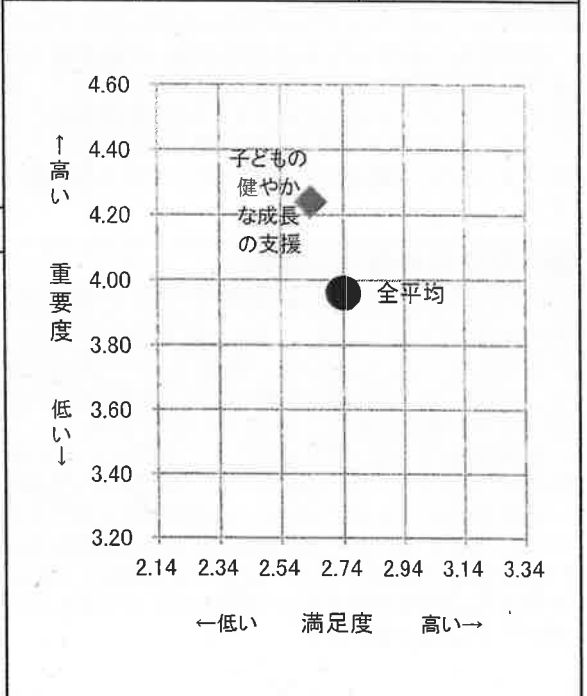
乳幼児健康診査の受診率の向上に向けては、健診日程の見直しなど、より住民の側に立った取組を行いました。

市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は中程度よりやや低い、重要度は高いと評価されており、引き続き子どもの健やかな成長への支援を継続する必要があります。

全施策中の順位	満足度:55/76	重要度:12/76
---------	-----------	-----------

■後期基本計画への課題

- ・少子化や核家族化の進行、女性の社会進出や晩婚化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、このような環境の変化に柔軟に対応しながら、だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進める必要があります。
- ・子どもが安心して過ごせるよう、子どもの居場所・遊び場づくりが求められています。
- ・子どもの健康を支えるため、夜間救急診療の充実など、切れ目のない小児医療体制を整備することが必要です。
- ・核家族化が進むなか、家庭における子育てにかかる負担は大きく、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐためにも、地域における子育て支援の充実とあわせて、情報提供・相談体制の充実などのきめ細かな支援が必要です。
- ・本市は少子化が進む一方で、児童虐待などの相談件数が増加しています。未然防止・早期発見のための関係機関の連携強化や体制づくりが必要です。



施 策		1-2-1 地域福祉の充実				
■施策の目的						
だれもが、地域で共に支えあいながら、安心して生活できるようにするため、地域の見守り体制づくりや、ボランティアなどの支援体制づくりを進めるとともに、地域ケアシステムの充実を図ります。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
地域福祉推進体制の充実		高齢者等の孤独死等の社会問題が発生していることから、平成24年度に様々な業種(電気・ガス等)のライフライン事業者と協定を締結し、要支援者の早期発見のための通報等ガイドラインにより、市民の安心・安全のため、要支援者等見守りネットワークを構築しました。				
地域住民による福祉活動の支援		社会福祉協議会において地域ごとに支部社協が設立されており、各支部社協では、高齢者への給食会や子育て支援活動等が活発に行われていることから、地域住民による福祉活動は着実に地域に定着しつつあります。				
ボランティアの育成・支援と連携強化		ボランティア団体の登録数は、目標値に対し約8割の増加となっており、年々登録団体が増えています。また、毎年行われる「市民福祉まつり・ふれあい広場」でボランティアフェスティバルが開催されるなど市民のボランティアに対する意識が広く醸成されました。				
福祉施設の整備		市民の福祉活動の拠点として平成10年度に開所した総合福祉センターを市民が安心して利用できるように、また、今後も安定的に利用いただけるように、施設の修繕や維持管理を重点的に取り組みました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①ボランティア登録団体数	33団体 (平成18年度末)	50団体 (平成24年度末)	89団体 (平成24年度末)	178.0%	23年度の登録団体に比べ、24年度は8団体登録増となった。	—
②民生委員・児童委員の地域における相談・支援件数	14,309件 (平成18年度)	15,739件 (平成24年度)	9,744件 (平成24年度)	—	平成23年度までは民生委員が更生保護女性会員を兼務しており、その活動件数も含めていたが、平成24年度から民生委員の活動のみとなったため、指標値の根拠に変更が生じたことから、達成率は算出できず。	—
■総括			■平成23年度市民意識調査結果			
地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や各種ボランティア、地区社協の協働により、着実に福祉の心が育ち、各地域での活動が活発に行われていると考えます。市民意識調査の満足度では上位までいま一步のところであり、重要度は中位であることから、「地域福祉の充実」をより一層推進するために、市民との協働が求められています。			全施策中の順位	満足度:12/76	重要度: 40/76	
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> だれもが安心して暮らすため、支えあい、助け合いの体制づくり、共助の取組が不可欠です。しかし、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄となっていることから、地域ぐるみの福祉活動の推進が重要です。地域における保健・医療・福祉の連携を図りながら、サービスや支援の充実・強化を図っていく必要があります。 地域福祉の充実・強化の要としてボランティアの確保・育成や社会福祉の市民活動への支援および活動拠点の整備が重要です。 地域福祉にかかる市民ニーズは複雑化・専門化しています。市民ニーズに応えられる人材の育成が緊急の課題となっています。 地域福祉の推進のため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民活動団体(ボランティア団体)などとの連携およびネットワークを強化する必要があります。 						

施 策		1-2-2 生活保護と自立の支援				
■施策の目的						
だれもが、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができるようにするため、自立に向けた支援体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適切な運用に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
生活保護制度の適切な運用		受給者への処遇等を検討する会議を毎週木曜日に定例で開催することで、迅速に方針決定できるようにしました。また、電子レセプト管理システムを導入し、医療扶助の適正化の強化を図りました。				
自立に向けた支援体制の充実		ケースワーカーによる指導、就労支援員2名による支援のほか、県事業である生活保護受給者チャレンジ支援事業の職業訓練事業を積極的に活用しました。				
生活安定と自立の促進		低所得者が緊急的に活用できる制度等について相談があった時に、漏れなく情報を提供できるよう部内の施策集を作成するとともに部内研修を実施し、情報の共有を図りました。				
被災者への救済		火災や水害などの災害により、市民が被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の福祉の増進を図りました。 実績件数 平成20年度 83件(見舞金73件 弔慰金10件) 平成21年度 36件(見舞金26件 弔慰金10件) 平成22年度 31件(見舞金24件 弔慰金 7件) 平成23年度 17件(見舞金10件 弔慰金 7件) 平成24年度 13件(見舞金 6件 弔慰金 7件)				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①援護体制の充実による相談件数	833件 (平成18年度)	1,200件 (平成24年度)	1,324件 (平成24年度)	110.3%	相談件数については、平成20年9月のリーマンショック以降急増し、その後も高位で横ばい状況だった。	—
②自立支援体制の充実による自立件数	47世帯 (平成18年度)	52世帯 (平成24年度)	60世帯 (平成24年度)	115.4%	平成21年度導入の就労支援員を平成23年度から2名体制に充実したことで目標値を超える成果があった。	—
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
前期基本計画では、成果指標の目標値を達成したことから順調に施策を推進することができたと考えます。 一方で、生活保護は、生活に困窮する人の最後のセーフティネットとして重要な制度でありながら、市民意識調査において重要度、満足度が平均以下という結果になったことは、不正受給事件等の報道による制度批判が市民に広がっているものと考えます。 このため、後期基本計画の推進にあたっては、市民の信頼を失わないよう適正実施という点をこれまで以上に強く意識して取り組むことが求められています。				全施策中の順位		
				満足度:65/76		
				重要度:59/76		
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者数が増加しており、とくに近年では雇用状況の悪化から稼働年齢層の受給者が著しく増加しました。また、高齢者世帯の増加にともなって医療扶助が増大しています。このため、稼働年齢層の受給者に対する自立の支援と、病状などをきめ細かく把握し、医療扶助を適正化することが必要です。 生活福祉資金などの貸付制度を運用し、低所得者の生活の自立と生活意欲を向上させる指導や民生委員・児童委員および関係機関との連携による援護・相談・指導体制の充実が必要です。 さらに、市内に移住してきた東日本大震災の被災者への支援が必要です。 				<p>↑高い</p> <p>重要度</p> <p>低い↓</p> <p>←低い 満足度 高い→</p>		

施 策		1-3-1 介護予防の推進				
■施策の目的						
高齢者が、地域において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、地域包括支援センターの充実を図るとともに、一般高齢者及び特定高齢者に対する介護予防の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
地域包括支援センターの充実		地域包括支援センターにおける延べ相談件数は、平成20年度 4,088件、21年度 6,741件、22年度 5,200件、23年度 5,412件、24年度 8,228件となりました。				
一般高齢者に対する介護予防の充実		そらまめ塾、高齢者体力測定、介護予防教室等の介護予防事業を、平成20年度 延べ79回、21年度 延べ93回、22年度 延べ109回、23年度 延べ115回、24年度 延べ122回実施しました。				
特定高齢者に対する介護予防の充実		通所型介護予防事業を、平成20年度 3施設で延べ145回、21年度 4施設で延べ199回、22年度 6施設で延べ220回、23年度 6施設で延べ310回、24年度 9施設で延べ320回実施しました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①地域包括支援センター延べ相談件数	3,607件 (平成18年度)	4,600件 (平成24年度)	8,228件 (平成24年度)	178.9%	包括の周知等を積極的に行ったことにより数値が上がった。	—
②介護予防教室等延べ参加者数	1,094人 (平成18年度)	1,400人 (平成24年度)	2,681人 (平成24年度)	191.5%	実施回数等を増やしたり周知等を積極的に行ったことにより数値が上がった。	—
③高齢者人口に占める要介護認定者数の割合	11.9% (平成18年度)	15%以下 (平成24年度)	12.8%以下 (平成24年度)	114.7%	介護予防に対する周知や活動を積極的に行い、参加者が増えたことなどにより目標値を下回ることができた。	—
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>前期基本計画に掲げた3項目すべての成果指標において、目標値を達成してきており、計画全体としては、順調に進んできたものと考えます。特に、平成18年度から創設された地域包括支援センターにおいては、5年間で相談件数が2倍強となるなど、地域住民に浸透が図られてきたと思われれます。</p> <p>市民意識調査の満足度・重要度の結果は、中位と評価されており、介護サービスとのバランスをとりながら、適切な施策推進が求められています。</p>				全施策中の順位	満足度:41/76	重要度: 22/76
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 本市では、平成23年度に策定された第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成24年度~26年度)に基づき、地域支援事業を推進し、介護予防と包括的支援を推進しています。 地域包括支援センターは、包括的支援事業を推進する拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、高齢者の権利擁護および地域との連携を行っています。包括的支援事業のニーズは増加しており、地域包括支援センターの充実が必要です。 本市では、超高齢社会を迎えており、今後も、高齢化・長寿化にともなって高齢者が増加する見込みとなっています。高齢者になっても要介護状態にならないためには、元気なときから日常生活のなかで、介護予防を実行していくことが重要です。高齢者に、介護に頼らない生活の大切さや介護予防の重要性を理解してもらう必要があります。 高齢者の介護予防事業への参加を促進し、要介護認定率の上昇を抑制する必要があります。 						

施 策		1-3-2 介護サービスの充実				
■施策の目的						
高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスを受けることができるようにするため、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターの運営や家族介護の支援に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
介護保険サービスの充実		平成18年度からスタートした地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護・グループホームなどの施設整備を推進しました。 介護認定審査会における公平・公正な審査・判定及び審査会委員研修、認定調査員研修等の適正化事業を行いました。				
地域包括支援センターの運営		市内8か所に設置した地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業を推進する拠点として、高齢者等に関する「介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、地域で支えあう体制づくり」の4つの事業を行いました。				
家族介護の支援		同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担分が高額になった場合は、1ヶ月の利用者負担を合算して、上限額を超えた分を助成しました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①認定者数に対する居宅介護サービス受給者数の割合	60% (平成18年度)	60% (平成24年度)	63% (平成24年度)	105.0%	高齢者人口の増加や介護保険制度の定着とともに、介護保険を利用される方が増えている。	—
②認定者数に対する施設サービス受給者数の割合	17% (平成18年度)	15% (平成24年度)	15.4% (平成24年度)	97.3%	介護老人保健施設及び介護療養型老人保健施設の整備を推進した。	施設数の増加に伴い、施設利用者も増加したため。
③認定者数に対する地域密着型サービス受給者数の割合	3% (平成18年度)	10% (平成24年度)	2.7% (平成24年度)	27.0%	認知症対応型通所介護及びグループホームの施設整備を推進した。	利用可能な施設が少なく、利用者数が増えなかったため。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
前期基本計画に掲げた3項目の成果指標において、介護保険制度発足時からの既存事業である居宅介護サービス、施設サービスについては、ほぼ目標値を達成しているものの、地域密着型サービスについては、平成18年度から始まった新規事業であることなどから目標値を下回る結果となりました。 市民意識調査の満足度・重要度の結果は、満足度は全施策中、中位と評価されていますが、重要度は高いとされていますので、介護サービスの充実が求められています。				全施策中の順位	満足度:45/76	重要度:16/76
■後期基本計画への課題				<p>↑高い</p> <p>重要度</p> <p>低い↓</p> <p>←低い 満足度 高い→</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の高齢者人口の増加にともない、介護が必要となる高齢者の人口も増えるものと推測されます。 ・ 平成23年度に策定された第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成24年度～26年度)に基づき、介護サービスの事業を推進しています。 ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、いきいきとした日常生活ができるよう、一人ひとりの心身の状況に応じた介護サービスの提供が求められています。 ・ 地域の介護にかかる関係者が連携を図り、地域の介護サービスの充実と、その担い手として活動できるように体制を強化していくことが必要です。 						

施 策		1-3-3 生きがいづくりの推進				
■施策の目的						
高齢者が、心身ともに健康で、生きがいを持って生活することができるようにするため、健康・生きがいづくりに必要な支援を実施するとともに、高齢者が活躍できる社会環境の整備に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
高齢者の健康・生きがいづくりの支援		高齢者の健康づくり、生きがいづくりのため、趣味の作品展、三世代交流事業、スポーツ大会、リーダー養成研修、福祉大会、パソコン教室、消費生活講演会、体力測定会、健康づくりいきいき運動研修会を毎年度実施しました。また、健康・生きがいづくり活動の拠点となる高齢者福祉施設において、平成22年に大規模な修繕を実施するとともに、既存のカラオケ機器の更新を行いました。				
高齢者が活躍できる社会環境の整備		老人クラブの活動支援のため、毎年度補助金を交付するとともに、高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動支援に、毎年度補助金を交付しました。また、高齢社会における福祉の増進を図るため、敬老会、長寿祝金の贈呈を毎年度実施しました。平成23年度からは、100歳以上の祝金対象外の方に、記念品の贈呈を行いました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①いきいきライフ支援事業参加者数	14,592人 (平成18年度)	19,552人 (平成24年度)	17,902人 (平成24年度)	91.6%	達成率が90%以上となっており、事業として概ね順調だった。	悪天候に伴う、イベントの未実施等による参加者減が要因である。
■総括			■平成23年度市民意識調査結果			
<p>前期基本計画の目標を達成した施策の割合については、全体の91.6%であり、計画全体としては、概ね順調に進んできたものと考えます。</p> <p>市民意識調査の満足度・重要度の結果については、平均的な位置を示していますが、今後は、高齢化がさらに進展していくことが予測されることから、より一層の高齢者の健康づくりや生きがいづくりの事業の充実、推進が求められています。</p>			全施策中の順位	満足度:34/76	重要度:37/76	
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 本市の高齢者人口は、平成22年度に21.4%となっており、超高齢社会を迎えています。 高齢者がいつまでも心身ともに健康で生きがいのある充実した生活ができるよう、高齢者自身が健康管理に努め、生きがいを見つけて活動することが重要です。高齢者自らが健康づくりや生きがいづくりに関心を持って取り組むことができるよう、情報の提供や活動機会の充実を図っていくことが必要です。 高齢者が地域に参加する機会や活躍できる場の創出として、高齢者の経験や知識を地域に還元できる環境をつくっていくことが求められています。 						

施策 1-3-4 高齢者の生活支援

■施策の目的

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるようにするため、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、在宅が困難な高齢者の養護、高齢者の権利擁護に努めます。

■施策の内容 **■5年間(H20~H24)の主な取組み実績**

在宅福祉サービス等の充実	高齢者が自宅で自立した生活が送れるように、介護保険制度とは別に春日部市独自の在宅福祉サービスを実施しました。新たに元気な高齢者(いきいきクラブ)がひとり暮らしの高齢者に対し定期的に電話することにより、高齢者の安否確認並びに不安の解消、生きがいづくりを図ることを目的に、定期的な電話による「高齢者安心見守り事業」を開始しました。
在宅が困難な高齢者の養護	経済的な理由によって自宅での生活が困難な高齢者を養護することを目的とする養護老人ホームへの入所支援を行いました。
高齢者の権利擁護	高齢者虐待防止のためのネットワーク連絡会議や講演会の開催しました。また、成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立経費などを負担できないなどさまざまな理由で利用できない高齢者に、成年後見制度の利用を支援する制度として「成年後見制度利用支援事業」が制定したことで市長申立てを行いました。

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
① 高齢者の生活相談件数	463件 (平成18年度)	618件 (平成24年度)	510件 (平成24年度)	82.5%	達成率は80%代であるが、相談内容に応じて、関係機関との連携を図った結果である。	日常生活に支障がある在宅の高齢者や要介護の高齢者のいる家庭から相談先の情報が周知されていないことが要因である。
② 緊急通報システム設置台数	796台 (平成18年度)	1,062台 (平成24年度)	1,141台 (平成24年度)	107.4%	高齢者世帯の増加も伴い、利用者のニーズに応えられた。	—

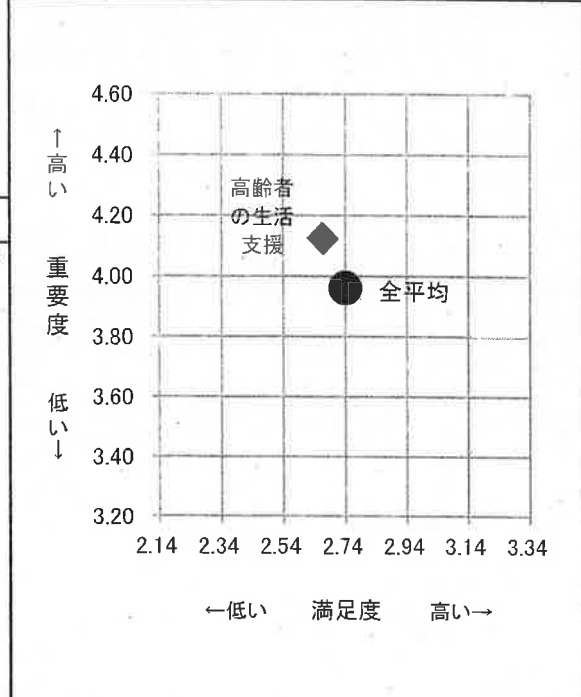
■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

前期基本計画の目標を達成(100%)した施策の割合については、全体の94.6%であり、計画全体としては、概ね順調に進んできたものと考えます。高齢者の生活相談は人間関係などの様々な要因が重なり合って発生すると考えられ、年々増加傾向にあります。
しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は平均よりやや低い、重要度はやや高いと評価されており、より一層の総合的な高齢者支援を可能としていくため、各種相談対応、高齢者等に関する実態把握、事業者とのネットワークの構築などの推進が求められています。

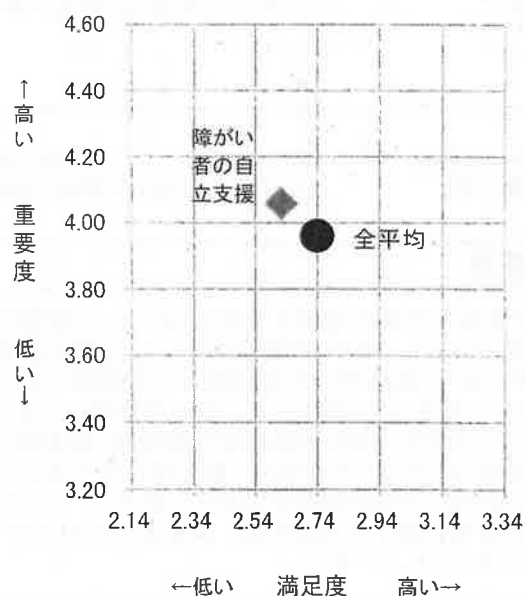
全施策中の順位	満足度:53/76	重要度:18/76
---------	-----------	-----------

■後期基本計画への課題

- ・ 高齢者人口の増加にあいまって、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況を逐次把握し、適宜適切なサービスを提供することが必要です。
- ・ 日常生活に支障がある在宅の高齢者に対する生活機能の維持向上、高齢者の権利擁護や孤独感・孤立感の解消などについても重要な課題となっています。
- ・ 要介護の高齢者がいる家庭の負担が軽減する支援も充実させる必要があります。



施 策		1-4-1 障害者の自立支援				
■施策の目的						
障害のある人が、就労を通して自立した生活を送ることができるようにするため、障害者の状況に応じた就労支援に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
障害者の状況に応じた就労支援		障がい者の状況に応じた就労支援を行うために、職業相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ事業などの業務を行う埼玉障害者職業センターや職業訓練を実施している埼玉県立職業能力開発センターを活用するとともに、企業に対して障害者雇用の具体的支援を行う埼玉県障害者雇用サポートセンターとの連携、県全域を対象に就労支援を行う障害者就業・生活支援センターとの綿密な連携により就労支援、定着支援を行いました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①障害者就労支援センターの支援による就労者数	4人 (平成18年度)	10人 (平成24年度)	42人 (平成24年度)	420.0%	関係機関と連携することにより目標値を達成することができた。	—
■総括			■平成23年度市民意識調査結果			
障がい者の状況に応じた就労支援の定着化を図るため、関係特別支援学校と連携し、在学中から相談に応じるほか、就労後の困りごとなどの相談を受けられる体制を確立しました。また、卒業後、就労するに当たり、就労先企業での実習を多く取り入れてもらうなど、就労者の増加に繋げることができました。 これらの取組により、成果指標の目標値を大きく超えることができたと考えます。 しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度はやや低く、重要度はやや高いと評価されており、より一層の障害者の状況に応じた就労支援が求められています。			全施策中の順位	満足度:58/76	重要度:29/76	
			障がい者の自立支援			全平均
■後期基本計画への課題						
・障がいのある人やその家族は、さまざまな課題を抱えながら、地域で生活しています。地域の社会資源を活用し、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりが求められています。 ・景気の低迷によって就労環境は厳しくなっています。障がい者の自立や社会参加の促進を強化するため、拠点となる就労支援センターの充実が必要です。						



施策 1-4-2 障害者の生活支援

■施策の目的

障害のある人が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるようにするため、介護給付及び相談・支援体制の充実、医療費の助成や各種手当の活用促進に努めます。

■施策の内容	■5年間(H20~H24)の主な取組み実績
介護給付などの充実	地域生活を促進するため、在宅生活支援や日中活動支援の充実を図りました。
相談・支援体制の充実	障がいのある人の地域生活を支援するため、関係機関・団体のネットワーク化を進め、相談体制や権利擁護のための必要な援助などの支援体制の充実を図りました。
医療費の助成や各種手当の活用促進	重度心身障害者医療費の助成や各種手当の活用促進を図り、障害のある人を経済的に支援しました。

■成果指標

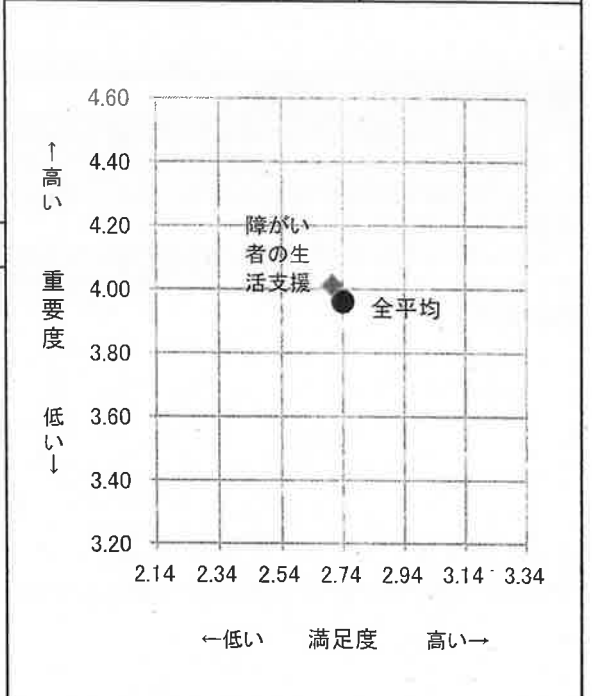
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①障害福祉在宅サービス利用者数	334人 (平成18年度)	400人 (平成24年度)	1,132人 (平成24年度)	283.0%	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように支援したことにより達成できた。	—
②相談支援事業の年間利用者数	326人 (平成19年9月推計) (平成18年10月開始)	540人 (平成24年度)	685人 (平成24年度)	126.9%	介護給付費及び相談・支援体制の充実、医療費の助成や各種手当の活用促進に努めたことにより達成できた。	—

■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

前期基本計画の施策達成度は、全て100%を超えており、計画としては、順調に進んできたものと考えます。また、障がい者の住み慣れた地域においての在宅生活支援並びに日中活動支援体制が充実してきたことも伺えます。

しかしながら、手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)保持者が計画策定時の延べ7,930人(平成19年4月1日)から延べ9,641人(平成25年4月1日)に増加していることに伴い、生活支援サービスの利用者も年々増加する状況となっています。

全施策中の順位	満足度:47/76	重要度:35/76
---------	-----------	-----------



■後期基本計画への課題

- ・本市において手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っている人は年々増えています。
- ・障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重しあい、ともに生きることができる社会(ノーマライゼーション)の実現が求められています。

施策		1-4-3 障害者の社会参加の促進				
■施策の目的						
障害のある人が、地域の中で活動することができるようにするため、日中の地域活動拠点の整備・充実、地域生活支援事業の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
日中の地域活動拠点の整備・充実		障がいのある人の創作的活動・生活活動・交流の場としての地域活動拠点の整備・充実に取り組みました。(地域活動支援センターの設置:6箇所)				
地域生活支援事業の充実		円滑な外出を実施するため、移動支援事業、コミュニケーション支援事業など地域生活支援事業の充実に図りました。 (コミュニケーション支援事業:手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業の実施)				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①地域活動支援センターの利用登録者数	162人 (平成18年度)	230人 (平成24年度)	386人 (平成24年度)	167.8%	障害のある人が、地域の中で活動することができるようにするため、日中の地域活動拠点の整備・充実を図ったことにより達成できた。	—
②地域生活支援事業(移動支援事業)の利用者数	109人 (平成18年度)	144人 (平成24年度)	231人 (平成24年度)	160.4%	地域生活支援事業の充実に努めたことにより達成できた。	—
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>前期基本計画の施策達成度は、全て100%を超えており、計画としては、順調に進んできたものと考えます。</p> <p>また、地域活動支援センターの充実や障がい者の外出機会の創出を図るなど社会参加を促進してきたことも伺えます。</p> <p>しかしながら、手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)保持者が計画策定時の延べ7,930人(平成19年4月1日)から述べ9,641人(平成25年4月1日)に増加していることに伴い、障がい者の社会参加促進事業の利用者も年々増加する状況となっています。</p>				全施策中の順位	満足度:49/76	重要度:46/76
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 地域の社会資源の活用や地域住民の協力により、地域全体で障がい者の自立した生活への支援を進められるよう、日中の地域活動拠点および地域生活支援事業の充実とともに、市民の意識啓発や支援体制の強化が必要です。 障がい者の自立や社会参加の促進の核となる地域活動支援センターの充実とともに、コミュニケーション支援、移動支援の充実・強化が必要です。 						

施 策		1-5-1 健康づくりの推進				
■施策の目的						
生涯を通して、健康に暮らすことができるようにするため、健康づくり計画を推進するとともに、健康づくりの意識啓発、健康教育・相談の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
健康づくり計画の推進		現行の健康づくり計画を推進するとともに、平成24年度及び25年度の2か年で、健康づくり計画の次期計画及び食育推進計画を策定しています。				
健康づくりの意識啓発		健康教室や健康相談、健康まつりなどのイベントなどを通して、健康の保持増進のための知識の普及啓発に努めました。				
健康教育や健康相談の充実		糖尿病予防教室、短期集中ウエストシェイプアップ教室、からだよろこぶ健康教室などの健康教育や成人健康相談、こころの健康相談などの健康相談を実施し、市民の健康の保持増進に努めていました。また、食育の推進を図るため、幼児や小学生とその保護者を対象とした食育講座を開催したり、食生活改善推進員養成講座を開催し、食を通じた健康づくりを進めるボランティアの養成などを実施しました。				
歯科保健対策の推進		1歳6か月児及び3歳5月児健康診査での歯科健診、ブラッシング指導などを行い、子どもの頃からの啓発に努めるとともに、健康まつりなどで、口腔がん検診やフッ化物洗口を行うなど歯科保健対策に取り組みました。				
保健センターの整備・充実		平成23年11月に、東部地域振興ふれあい拠点施設内に、あらたな市民の健康づくりの拠点として、春日部市保健センターが開設し、保健センター内に入居する医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携を図り、市民の健康づくりを進めました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①健康づくり教室の参加者数	4,193人 (平成18年度)	4,500人 (平成24年度)	5,845人 (平成24年度)	129.9%	糖尿病予防教室などの各健康づくり教室の参加者数	—
②健康維持・増進のために、意識的に週に2回以上運動をしている市民の割合(市民意識調査)	25.9% (平成19年度)	28.0% (平成24年度)	114.3% (平成24年度)	114.3%	—	—
■総括		■平成23年度市民意識調査結果				
本施策は、概ね前期基本計画の目標を達成していると考えます。市民意識調査の結果では、「本施策を重要とは考えていないが、満足している施策」と評価されておりますが、高齢化の進展や市民の健康に対する意識も高いことから、春日部市保健センターを健康づくりの拠点として、市民が生涯を通じて健康に暮らすことができるよう健康づくりを進め、市民ひとり一人が自発的に健康の維持・増進が図れるよう健康づくりへの意識の醸成に努めていきます。		全施策中の順位		満足度:15/76	重要度:57/76	
■後期基本計画への課題		<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加し、健康への関心が高まっています。生活習慣病の低年齢化も進んでいます。市民の日常生活における健康管理を支援するため、健康に関する情報の提供や相談などへの対応を充実していく必要があります。 ・だれもがいつまでも元気でいきいきと生活ができるよう、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持つための啓発が必要です。 ・市民の健康維持、健康増進、健康管理を推進するため、市民と地域、行政が協働・連携して、健康づくりに取り組む仕組みと体制づくりが必要です。 ・健康づくりへの支援は、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに施策を行うことが求められていることから、各年代層にあわせた啓発を行っていく必要があります。 ・市民の健康を担う春日部市保健センターでは、多様な健康づくり事業を推進し、施設の利用促進を図っていくことが課題となっています。 ・平成10年から14年連続で自殺者数が全国で3万人を超えており、こころの健康づくりの取組が課題となっています。 				

施 策		1-5-2 保健予防の充実				
■施策の目的						
病気を予防し、早期に発見できるようにするため、早期発見・早期治療体制の充実を図るとともに、保健対策事業の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
早期発見・早期治療体制の充実		疾病の早期発見、早期治療につなげるため、健康増進法に基づく、胃がん、乳がん、子宮がん、肺がん、大腸がん検診を実施しています。また、平成21年度からは、女性特有のがん検診として特定の年齢に達した方に、乳がん、子宮がん検診の無料クーポンを配布し受診勧奨を行う事業を実施しています。(平成23年度からは大腸がん検診も追加)その他、骨粗しょう症検診や歯周病検診、肝炎ウイルス検診、生保健診を実施しています。				
保健対策事業の充実		予防接種法に基づく予防接種を、感染予防、重症化予防、感染症のまん延予防のため、定期接種として実施し、接種率を上げるため、対象者に対して、必要性などを周知するとともに、接種勧奨を実施しています。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①がん検診要精密検査者に対する受診率	69.2% (平成18年度)	80% (平成24年度)	68.7% (平成24年度)	85.9%	精検受診率は未集計 (実績値はH23年度)	大腸がん検診の精密検査受診率を上げることができなかったため。
②定期の予防接種受診率(乳幼児)	76.4% (平成18年度)	95% (平成24年度)	87.7% (平成24年度)	92.3%	予防接種受診率は未集計 (実績値はH23年度)	不活化ポリオ接種への接種控えなどによるため。
③高齢者インフルエンザ予防接種受診率	39.2% (平成18年度)	50% (平成24年度)	39.4% (平成24年度)	78.8%	65歳以上の方及び60歳から64歳の一定の障害を持つ方のインフルエンザ予防接種接種者数	接種者数は、増加しているが、それ以上に、対象者の高齢者人口が増加しているため。
■総括		■平成23年度市民意識調査結果				
がん検診要精密検査者に対する受診率、乳幼児の定期予防接種の接種率、高齢者インフルエンザ予防接種接種率とも目標に達していないため、更なる増加が必要です。特に、死亡原因の第1位であるがんの早期発見、早期治療が重要であるため、がん検診の精検受診率を向上させることが必要と考えます。 また一方では、市民の満足度と重要度は、本施策について、「重要と考え満足している」と評価されており、目標が達成していないのに満足度が高い理由を考察しておく必要があります。		全施策中の順位		満足度:10/76	重要度:30/76	
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・市民がすこやかに暮らすには、心身ともに健康であることが不可欠です。市民自身が健康に関心と自覚をもち、本人はもちろん子どもや親を含めた家族全体の病気の予防と早期発見のための取組や情報収集を積極的に行う必要があります。 ・市民の病気の予防、早期発見のため、健康や病気の予防に関する情報の提供とともに、各種健(検)診や予防接種などをさらに積極的に推進していく必要があります。 ・市民への各種健(検)診や予防接種の受診率の向上が課題となっています。とくに、日本の死亡原因トップとなっているがんについては、がん検診の受診率を高め、がんによる死亡を減らしていくことが求められています。 						

施 策		1-5-3 適正な健康保険事業の推進				
■施策の目的						
安定した保険医療制度により医療を受けることができるようにするため、国民健康保険の健全運営に努めるとともに、後期高齢者医療制度の適正運営を図ります。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
国民健康保険の健全運営		国保税賦課の適正化として賦課限度額を医療分を51万円、後期高齢者支援分を14万円、介護分を12万円に改正しました。				
後期高齢者医療制度の適正運営		後期高齢者医療制度を適正かつ安定的な運営を図るため、平成20年度以降2年毎に保険料の均等割額及び所得割額の見直しを図り、保険料の賦課限度額を24年度から増額をしました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①国民健康保険税の収納率	88.09% (平成18年度)	91.00% (平成24年度)	87.00% (平成24年度)	95.5%	H18年度よりは収納率は下がったものの、H23年度よりは1.4%の収納率向上となった。	収納率向上の努力はしているものの、急速な少子高齢化や構造上の問題もあり、実績値には達しなかった。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
国民健康保険の健全運営については、平成24年度より賦課限度額を改正したことにより、課税額が改正前と比べて133百万円の増となり、成果をあげた。後期高齢者医療制度については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営が行われた。				全施策中の順位	満足度:56/76	重要度:23/76
				<p>満足度: 2.14 2.34 2.54 2.74 2.94 3.14 3.34</p> <p>重要度: 3.20 3.40 3.60 3.80 4.00 4.20 4.40 4.60</p> <p>←低い 満足度 高い→</p>		
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 急速な少子高齢化、構造上の問題などにより、国民健康保険の財政状況は非常に厳しくなっており、不足する財源を一般会計から繰入れて運営しています。安定した制度のもとで市民が安心して医療サービスを受けられるような対応が求められています。 国民健康保険事業については、国の医療制度に基づいて実施しており、医療費の給付に関しては医療制度改革の動向による対応が必要になります。 生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生活習慣病予防のために、特定健康診査・特定保健指導の充実が必要です。 後期高齢者医療制度については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りつつ、適正に運営していく必要があります。 						

施 策		1-5-4 地域医療提供体制の整備				
■施策の目的						
地域で安心して、適切な医療が受けられるようにするため、救急医療・休日夜間診療・小児救急医療体制の充実を推進するとともに、かかりつけ医の普及・定着を図ります。また、看護専門学校運営・支援を通じて社会に貢献できる看護師の育成を一層推進します。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取り組み実績				
地域医療体制の充実		・地域の実情に応じた医療体制を確立するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を強化し円滑な医療救護体制の充実に努めました。				
救急医療体制の充実		・救急医療圏の変更に伴い、平成22年度から埼玉県東部南地区(春日部市・八潮市・三郷市・草加市・越谷市・吉川市・松伏町の6市1町)第二次救急医療病院群輪番制での二次救急医療体制となり、目標病院数の4病院も達成し、充実を図りました。				
休日夜間診療体制の充実		・休日夜間診療体制の充実のため、休日診療のための在宅当番医制、並びに夜間の救急診療のための病院群輪番制の環境整備に努めました。				
小児救急医療体制の整備		・市医師会の協力により運営される、小児救急平日夜間診療部の一次救急体制及び、埼玉県東部南地区第二次小児救急医療病院群輪番制(輪番制で5病院)の二次救急医療に対応する体制の整備に努めました。				
かかりつけ医の普及・定着		・病気の症状に応じた医療の役割分担のため、「かかりつけ医」の普及と定着を推進しました。				
献血の推進		・広報・ホームページ等で広く献血を呼びかけるとともに、献血推進協議会に補助金を交付し、献血思想の普及及び献血者の組織化に努めました。平成24年度、献血者数1,931名(受付者数2,339名)				
看護専門学校の環境整備		・一般会計より看護学校特別会計へ予算を繰出し、看護専門学校の環境整備に努めました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①救急患者受け入れ参加病院数	4病院 (平成19年度)	4病院 (平成24年度)	4病院 (平成24年度)	100.0%	救急患者受け入れ参加病院数目標値4病院達成	—
②災害拠点病院数	0病院 (平成19年度)	0病院 (平成24年度) 1病院 (平成29年度)	0病院 (平成24年度) 1病院 (平成29年度)	—	新病院の整備に伴い、平成29年度1病院を目指す	—
③小児医療二次体制病院数	0病院 (平成19年度)	2病院 (平成24年度)	1病院 (平成24年度)	50.0%	平成22年4月に、春日部市立病院の小児科再開に伴い、1病院達成	市内単独では、小児医療二次体制として1病院であるが、平成22年度県医療圏の変更に伴い、東部南地区(圏域5病院)の輪番制により小児の二次医療体制を運営している。
④周産期医療病院数	1病院 (平成19年度)	1病院 (平成24年度)	1病院 (平成24年度)	100.0%	春日部市立病院の産婦人科再開に伴い、目標の1病院達成	—

■ 総括	■ 平成23年度市民意識調査結果		
<p>前期基本計画の目標達成については、民間の協力なくして達成できない施策も多い中、概ね順調に進んでいるものと考えます。</p> <p>しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果は、満足度は76案件中71位と低く、逆に重要度は76案件中2位と高いと評価されており、より一層の地域医療提供体制の整備が求められます。</p>	全施策中の順位	満足度:71/76	重要度: 2/76
<p>■ 後期基本計画への課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康や病気に関する意識の高まりなど、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズも多様化・高度化しています。市民が安心して医療を受けることができるよう、関係機関の連携による医療体制の強化とともに、きめ細やかな医療サービスや機能・設備の充実、医師・看護師人材の確保など、保健・医療体制を強化していくことが求められています。 ・本市では、不測の事態に対応し、だれもが、いつでも、どこでも、症状に応じた適切な医療が受けられるよう、市立病院の二次救急医療体制と開業医などの関係機関が連携し、当番医制などの仕組みによる救急医療や休日夜間医療、小児救急医療および人材の育成など、さらなる地域医療提供体制の強化を図ることが必要です。 ・また、災害時において迅速かつ効果的な医療提供が行うことが求められています。 ・さらに、市立看護専門学校は、地域医療に貢献できる看護師の育成を推進する必要があります。 	<p>↑ 高い 重要度 低い ↓</p> <p>← 低い 満足度 高い →</p>		

施策 1-5-5 市立病院の再建・充実

■施策の目的

市立病院が、市民に安心感を与える第2次救急医療や高度医療を担い、安心、安全で良質な医療サービスを患者への思いやりと優しさを伴って提供できるようにするため、病院事業運営の改善や病院施設・設備の再整備を図ります。

■施策の内容

■5年間(H20~H24)の主な取り組み実績

病院事業運営の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度…地方公営企業法全部適用 平成21年度…産科診療再開 平成22・23年度…病院事業会計決算において、2年連続黒字化達成 平成23年度…西3階小児病棟再開
市立病院の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度…春日部市立病院再整備基本構想策定 平成22年度…春日部市立病院再整備基本計画策定 平成23年度…春日部市立病院再整備基本設計完了

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①病院・診療所からの紹介率	36.6% (平成18年度)	60.0% (平成24年度)	46.0% (平成24年度)	76.7%	達成率、紹介患者数共に、前年度の数値を上回っている。	紹介患者数は伸びているが、それ以上に外来の患者数が増加しているため。
②救急(患者)の受入率	25.6% (平成18年度)	50.0% (平成24年度)	29.8% (平成24年度)	59.6%	達成率、救急受入数共に前年度の数値を上回っている。	目標値を達成するだけの医師等の配置が難しかったため。
③医師の充足率	68.3% (平成18年度)	100.0% (平成24年度)	86.6% (平成24年度)	86.6%	達成率、医師数共に前年度の数値を上回っている。	医師の確保数は増加傾向であるが、全国的に医師不足の状況であり、段階的な増員にとどまっているため。
④看護師の充足率	93.9% (平成18年度)	100.0% (平成24年度)	101.5% (平成24年度)	101.5%	達成率、看護師数共に前年度の数値を上回っている。	—
⑤病床利用率	61.7% (平成18年度)	100.0% (平成24年度)	67.8% (平成24年度)	84.8%	達成率、入院患者数共に前年度の数値を上回っている。	目標値を達成するだけの医師等の配置が難しかったため。
⑥入院患者の満足度	55.5% (平成18年度)	70.0% (平成24年度)	—	—	新病院への移行を控え、調査方法を再検討した上で、平成25年度に調査を実施することになったため、未実施。	—

■総括

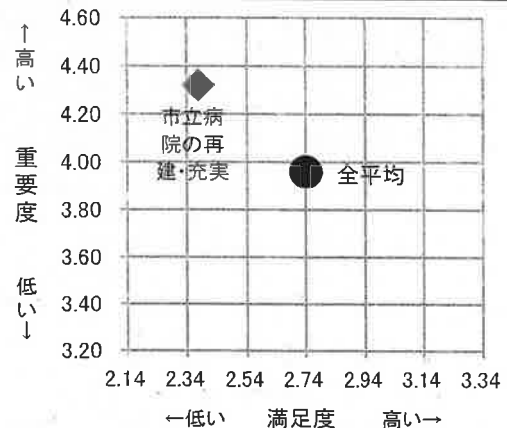
それぞれの指標において数値は毎年度改善してきているものの、病院事業を取り巻く厳しい環境の影響から、前期基本計画の目標を達成(100%)した施策の割合は全体の20%にとどまっています。市民意識調査においては、重要度は高いが満足度は低いという評価になっており、今後も継続して病院事業運営の改善・充実に取り組んでいく努力が強く求められています。

■平成23年度市民意識調査結果

全施策中の順位	満足度:72/76	重要度:8/76
---------	-----------	----------

■後期基本計画への課題

- 市立病院は県東部地域の医療圏において、救急医療や小児救急医療、周産期医療など地域の医療ニーズに合った医療サービスを提供しており、地域医療の重要な役割を担っています。
- こうした医療サービスを継続して提供するためには、経営の効率化を図り、安定的で自立的な病院経営をめざすことが重要です。
- また、地域医療の充実を図るため、地域の医療機関と連携しながら、高度で専門的な医療サービスの提供が求められていますが、現在の施設は老朽化が進み、かつ、手狭になっており、必ずしも十分な医療環境とはいえません。
- このため、市立病院の再整備を進めて高度医療に対応した医療環境を高める必要があります。

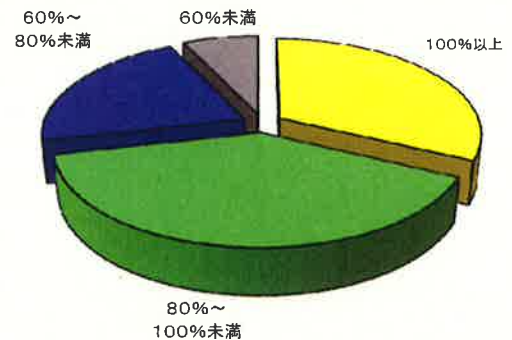


基本目標2 地域でつくる、安全で環境にやさしいまち【生活・環境】

政策	生活・環境（あんしんの施策）	担当部	市長公室・市民生活部・環境経済部・都市整備部・消防本部
構成する施策 (10施策)	2-1-1 環境保全・創造の推進・・・No.18	2-1-2	ごみ減量・リサイクルの推進・No.19
	2-1-3 環境意識啓発と身近な取組の推進・・・No.20		
	2-2-1 犯罪抑止のまちづくりの推進・No.21	2-2-2	地域の防犯力の向上・・・No.22
	2-2-3 交通安全対策の推進・・・No.23	2-2-4	消費者の利益の擁護・・・No.24
	2-3-1 災害に強いまちづくりの推進・No.25	2-3-2	消防・防災体制の充実・強化・No.26
	2-3-3 地域の消防・防災力の確立・・・No.27		

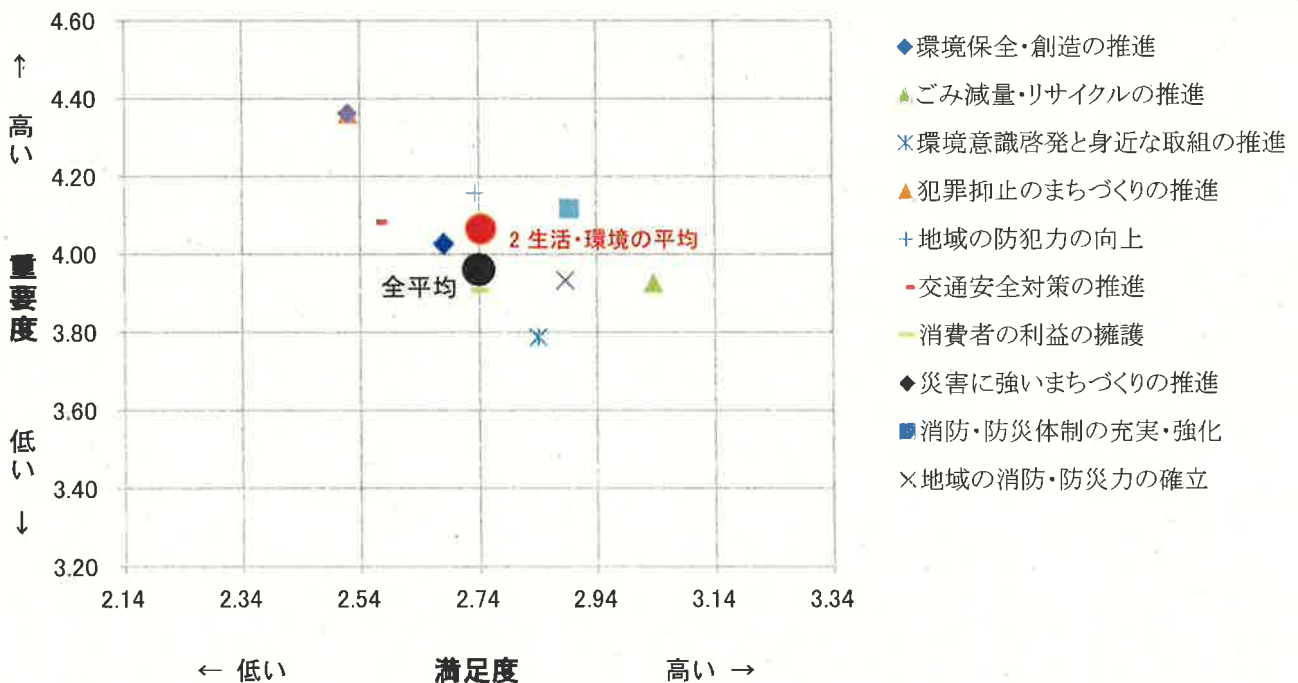
■施策の達成度

成果指標数 (28指標)	達成率	指標数	割合
	100%以上	9指標	32.1%
	80%～100%未満	11指標	39.3%
	60%～80%未満	6指標	21.4%
	60%未満	2指標	7.1%
測定困難	—	—	—



基本目標2（生活・環境）については、28指標を掲げています。達成状況は、100%以上が32.1%（9指標）、80%～100%未満が39.3%（11指標）、60%～80%未満が21.4%（6指標）、60%未満が7.1%（2指標）となっています。80%以上達成した指標の割合については、71.4%（20指標）となっています。なお、基本目標2の平均達成率は84.2%となっております。

■平成23年度市民意識調査の結果【施策の満足度・重要度】



基本目標2については、10施策を位置づけております。その中で、災害に強いまちづくりの推進と犯罪抑止のまちづくりの推進については、特に満足度が低く、重要度が高い施策となっています。

基本目標2全体としては、7つの基本目標の平均値から考察すると、満足度がほぼ平均値であり重要度はやや高い結果となっています。

施 策		2-1-1 環境保全・創造の推進				
■施策の目的						
生物が生息する豊かな自然環境を保全・創造できるようにするため、地球温暖化対策や公害対策、省資源・省エネルギー対策を推進し、環境共生都市の創造に努めます。						
環境共生都市の創造	平成20年3月に平成20年度から29年度を計画期間とする環境基本計画を策定しました。平成24年度においては、春日部市環境基本計画の中間年としての見直しを実施し、地球温暖化対策実行計画の位置づけを明確にするとともに、進行管理を適切に実施するため、指標の見直し等を実施しました。平成22年3月に地球温暖化対策実行計画「事務事業編」、平成23年12月に「区域施策編」を策定しました。					
自然環境の保全・創造	生物の生息環境の保全と創出に向けて、地域の生態系を把握するため、平成22、23年度に自然環境分布調査を実施したほか、小学校やボランティアとの連携により、自然環境調査を実施しました。また、広報や、HP、環境月間事業、市民向けの環境講座などの機会を捉えて、春日部市の環境についての意識啓発を行いました。さらに、外来生物法施行令で規定されるアライグマ等について駆除を実施しました。					
地球温暖化対策の推進	広報やHPにおいて、地球温暖化防止に向けた啓発を行うとともに、H21年度から、市民向けにゴーヤ等を利用した緑のカーテン講習会を実施し、H22年度からは、コンテストを実施し優秀者を表彰しました。市の施設においては、緑のカーテンを設置しました。また、平成24年度においては、再生可能エネルギーに係る設備の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電設備設置補助事業を実施しました。平成22年3月に地球温暖化対策実行計画「事務事業編」、平成23年12月に「区域施策編」を策定しました。					
公害対策の推進	水質汚濁防止法に基づく河川の常時監視業務、地下水の水質測定、及び立ち入り検査を実施しました。 騒音規制法に基づく自動車交通騒音の常時監視業務を実施しました。 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、及び悪臭等の苦情対応を実施しました。					
各種調査の実施	施策の策定及び実施の基礎となる河川水質などの環境調査を継続的に実施するとともに、新たに東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、毎月2回、空間放射線量を定点測定し、公表しています。さらに、平成24年度においては、河川水、地下水、土壌の放射物質の調査を実施しました。平成22、23年度に自然環境分布調査を実施しました。					
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①河川水質の測定箇所数に対し、環境基準を達成している箇所の割合(16河川19地点で測定しているBOD値の環境基準に適合している割合)	74% (平成18年度)	85% (平成24年度)	55% (平成24年度)	64.7%	H22年度から測定地点を19地点から11地点に変更した。 H24年度は11地点中6地点でBOD値の環境基準に適合した。	H24年度は冬場の流量の低下による水質の悪化が顕著であり、環境基準未達成地点が例年に比べ多かったため。更なる排水対策、啓発が必要である。
②自動車排出ガスの年平均値 環境基準:NO2(二酸化窒素)=1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	0.025ppm (平成18年度 国道16号増戸 年平均値)	0.021ppm (平成24年度)	0.023ppm (平成24年度)	90.5%	H24年度の国道16号増戸自動車排出ガス測定局におけるNO2値の年平均値は0.023ppmであった。また、有効測定日数364日の全てにおいて環境基準に適合した。	測定結果は全て環境基準に適合しており、年平均値も年々改善の方向に向かっているものの目標の値には届かなかった。(H21:0.025、H22:0.024、H23:0.024、H24:0.023)更なる排ガス対策、啓発が必要である。
③新エネルギー導入件数(公共施設)	8施設 (平成18年度)	20施設 (平成24年度)	16施設 (平成24年度)	80.0%	新たに、3施設(東中学校、藤塚米島線(街灯)、西金野井自転車駐車場)に太陽光発電設備を設置した。	市の施設の新たな整備又は更新が想定よりも少なかったため。

■総括

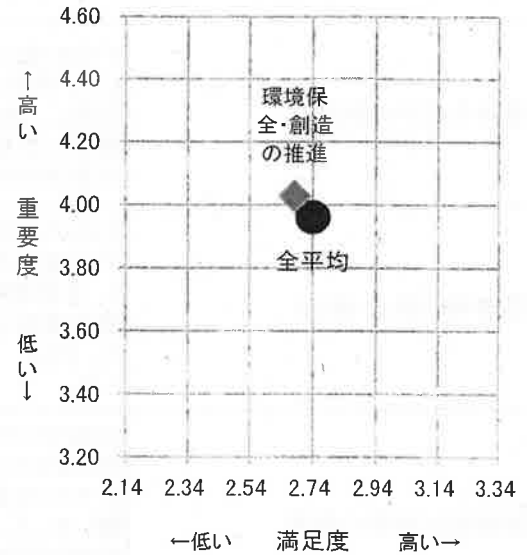
環境基本計画の中間見直しの実施や、地球温暖化対策実行計画の策定により、地球温暖化対策や公害対策、省資源・省エネルギー対策などを総合的に実施してきました。こうした中、大気環境の改善や、公共施設への太陽光発電設備の設置など一定の成果が得られています。市民意識調査では、満足度は平均よりやや低く、重要度はやや高いと評価されており、公害対策や、各種啓発事業、再生可能エネルギー推進など計画の着実な推進が求められています。

■後期基本計画への課題

- ・ 近年、電気や燃料などエネルギーの消費から発生するCO₂をはじめとする温室効果ガスに起因する地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しています。我が国では低炭素社会づくりを進めており、本市においてもCO₂排出量の少ない低炭素型の生活や経済活動への転換が必要です。
- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故によって、原子力発電に対する信頼がゆらいでいます。本市では放射線の影響を把握するほか、原子力発電への依存を減らしながらも、電力需要を満たし、かつCO₂排出量を抑制するためには、CO₂排出量の少ない再生可能エネルギーの普及が必要です。
- ・ 本市は豊かな緑やささいな水など恵まれた自然環境や、緑豊かな街並みなど快適な生活環境に恵まれています。本市ではこのような良好な地域環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって環境に配慮した活動を実施していく必要があります。
- ・ 本市では「春日部市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進し、環境にやさしい環境共生都市の実現に取り組む必要があります。

■平成23年度市民意識調査結果

全施策中の順位	満足度:51/76	重要度: 32/76
---------	-----------	------------



施 策		2-1-3 環境意識啓発と身近な取組の推進							
■施策の目的									
一人ひとりが率先して、環境美化や地球温暖化防止に取り組むようにするため、環境保全に対する意識啓発に努めるとともに、環境美化活動の促進や環境衛生の推進を図ります。									
環境美化活動の促進	環境美化活動の実施。(H20 164団体・H21 154団体・H22 147団体・H23 145団体)								
環境衛生の推進	公衆トイレの衛生的管理、あき地の適正管理の指導、樹木の消毒、及びこれらに関する苦情・相談対応等を適切に実施しました。また、狂犬病予防事業推進協議会との連携や、平成23年12月から、飼い主のマナー向上などを目的とした「わんわん住民票」による啓発を実施し、狂犬病予防法に基づく犬の登録率、及び、狂犬病予防注射の接種率の向上、啓発事業による飼育マナーの向上を図りました。								
ごみ散乱防止対策の推進	県と合同パトロールの実施。(H20~23 年各3回) 防鳥ネットの配布。(H20~23 年各1000枚)								
環境保全に対する意識啓発	毎年6月の環境月間に、環境保全啓発に係る広報を行うとともに、市民ホールにおいて、パネル展示及びチラシ・啓発品の配布を実施しました。家庭での省エネの取組みについて、エコファミリーチェックシートによる啓発を行いました。また、グリーン購入方針に基づき、環境に配慮した物品の購入を推進しました。さらに、職員等の環境意識の向上を目的とした庁内放送を継続的に実施しました。								
環境教育・環境学習の充実	H22年度から、子どもたちの環境意識の向上を図るため、小学校4年生を対象にした環境学習を実施しました。また、環境団体や小学校と連携し、小学生による生き物分布状況調査を実施しました。さらに、環境保全リーダーやボランティアの協力により、市民環境講座や、環境リーダー養成講座などについて、生涯学習活動との連携を図りながら実施しました。								
■成果指標									
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由			
①環境保全リーダー研修修了者数	204人 (平成18年度)	304人 (平成24年度)	262人 (平成24年度)	86.2%	受講者19人のうち、規定数である5回の講座を受講した15人を環境保全リーダーとして認定した。	環境問題に関心があるものの、ライフスタイルの多様化により、日程調整が難しい方がいるため。			
②日頃から環境問題(温暖化、省エネルギー、ごみ減量等)について意識している市民の割合(市民意識調査)	84.8% (平成19年度)	95% (平成24年度)	90.1% (平成23年度)	94.8%	—	震災に起因する節電対策などにより、環境意識の向上が見られたものの、生活上困らない、特に必要性を感じないという方もいまだいると考えられるため。			
■総括			■平成23年度市民意識調査結果						
<p>環境保全リーダー養成講座の修了者数は、271人(目標値304人に対し達成率89.1%)で、目標には届かなかったものの、着実に増加しています。</p> <p>また、市民意識調査では、満足度は平均よりやや高く、環境美化や環境衛生、地球温暖化防止に係る啓発事業などで一定の評価が得られているものと考えます。</p> <p>なお、日頃から環境問題について意識している市民の割合は、目標値95%に対し、実績は90.1%(達成率94.8%)で、更なる環境意識の啓発が求められています。</p>			<table border="1"> <tr> <td>全施策中の順位</td> <td>満足度:28/76</td> <td>重要度: 58/76</td> </tr> </table>				全施策中の順位	満足度:28/76	重要度: 58/76
全施策中の順位	満足度:28/76	重要度: 58/76							
■後期基本計画への課題									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められるなかで、地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されてきています。 ・ 環境美化については、空き地の維持管理、ペットの飼育マナーの周知などが求められているとともに、市民一人ひとりが「まちをきれいにする」意識をもち、環境美化活動に取り組むことが不可欠となっています。 ・ 地球温暖化をはじめとする、さまざまな環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への関心と理解を深めると同時に、環境にやさしい生活様式への転換など、具体的な行動を実践することが必要です。 									

施策 2-2-1 犯罪抑止のまちづくりの推進

■施策の目的

犯罪を抑止するための環境が整い、市民が、暴力などから守られるようになるため、暴力排除・暴力追放を推進するとともに、交番・駐在所の適正配置と警察官などの常駐の働きかけや、防犯施設の整備に努めます。

交番・駐在所の適正配置	平成24年度武里交番を移設
防犯施設の整備	街頭防犯カメラの増設 平成24年度末現在31台
暴力排除・暴力追放の推進	地域防犯・暴力排除大会を開催(参加者:H20 1,400人、H21 1,500人、H22 800人、H23 500人、H24 600人) 暴力排除推進協議会を中心に看板、懸垂幕、電光掲示板を設置し啓発を推進するとともに、毎年研修会を実施 平成25年1月1日 春日部市暴力排除条例の施行、市内全中学校(3年生対象)に啓発チラシを配布

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①犯罪・暴力排除に関する研修会参加者数	635人 (平成18年度)	1,000人 (平成24年度)	827人 (平成24年度)	82.7%	防犯講話 参加者80人 地域安全・暴力排除大会 参加者600人 暴力対策研修会 参加者147人	現状値よりは増えたものの、地域安全・暴力排除大会の参加者が特に想定した人数よりも少なかった。
②青色回転灯防犯パトロール車登録台数	2台 (平成18年度)	12台 (平成24年度)	6台 (平成24年度)	50.0%	24年度の新規登録はなし	防犯団体等に講習会を実施し、青パトによる防犯パトロールの乗車人員は増加したが、パトロール車自体の登録台数を増やすことができなかった。

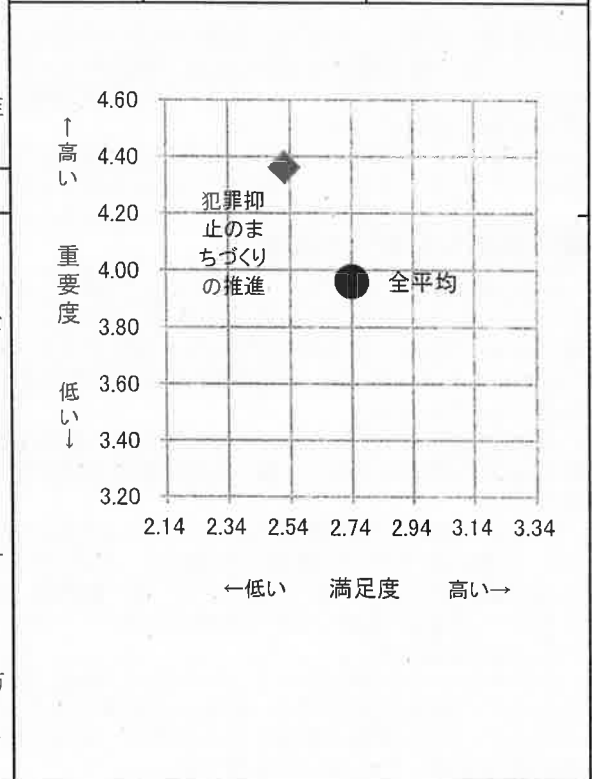
■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

前期基本計画にある交番・駐在所の適正配置に基づき、平成24年度に武里交番の移設を行った。また、暴力排除・暴力追放の推進を図るため、平成25年1月には春日部市暴力排除条例を制定し、より一層の推進を図っている。
犯罪抑止のまちづくりの推進については、市民意識調査の重要度は高いが、まだまだ満足できる状況ではないため、市・警察・防犯団体および市民が一体となり地域ぐるみで犯罪が起きにくいまちづくりを推進していくことが必要です。

全施策中の順位	満足度:67/76	重要度: 4/76
---------	-----------	-----------

■後期基本計画への課題

- ・ 社会の多様化を背景として、犯罪が起りやすい環境となっており、ひったくりや空き巣などの犯罪が依然として多くなっています。また、暴力排除の機運の高まりと取り締まりの強化により、暴力団は社会から孤立しつつありますが、凶悪犯罪や薬物犯罪は市民にとって大きな脅威となっています。
- ・ 市民が犯罪から守られるよう、警察署などの関係機関と連携を図り、防犯施設の整備を強化し、暴力排除・暴力追放を推進することが必要です。
- ・ 都市化が進み、社会環境の変化とともに、地域の連帯感が希薄になり、犯罪が起きやすい環境が生まれて、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪が発生しています。このため、市、警察署、防犯団体および市民が一体となり地域ぐるみで犯罪が起きにくいまちづくりを推進していくことが大切です。
- ・ 犯罪や非行を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもと、普段から犯罪の発生抑制について心がけるよう、防犯意識の啓発を図るとともに、地域に根ざした幅広い防犯活動を実施していくことが必要です。
- ・ 平成25年1月1日から暴力団排除条例を施行し、暴力団排除活動を推進しています。



施策 2-2-2 地域の防犯力の向上

■施策の目的

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われるようにするため、防犯意識の啓発に努めるとともに、安心安全情報の共有や地域ぐるみの防犯活動の展開を図ります。

防犯意識の啓発	広報かすかべ、安心安全メール、ホームページを活用した情報提供及び広報の実施 春・秋の地域防犯週間等における警察や防犯協会、ボランティア等と連携したキャンペーンを実施 出前講座等の防犯講話、防犯教室による啓発を実施
地域ぐるみの防犯活動の展開	自主防犯活動団体の登録、設置の啓発及び活動の支援を実施(保険加入、パトロールグッズの配布) 地元事業者と防犯協定を締結し情報提供及び情報の共有を図った
地域防犯体制の充実	自主防犯活動団体の登録、設置の啓発及び活動の支援を実施(保険加入、パトロールグッズの配布) 街頭防犯カメラの増設、移設
安心安全情報の共有	広報かすかべ、安心安全メール、ホームページを活用した情報提供及び広報の実施

■成果指標

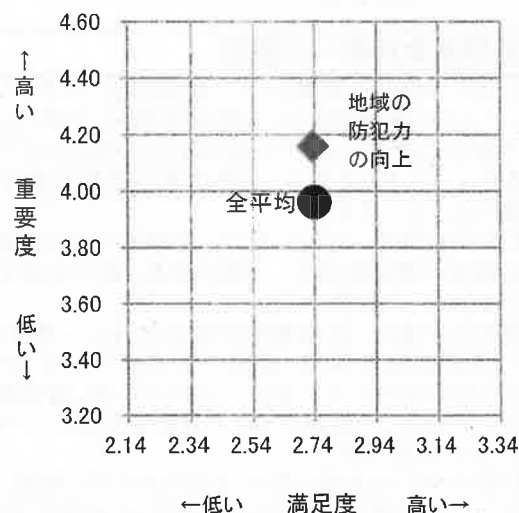
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①安心安全メールの登録者数	3,000人 (平成19年度末) (推計値)	10,000人 (平成24年度末)	8,676人 (平成24年度末)	86.8%	新規に2386件の登録があった	新規登録は増えたものの、PRが不足していたと考えられる。
②防犯キャンペーン活動参加者数	1,650人 (平成18年度)	2,400人 (平成24年度)	997人 (平成24年度)	41.5%	春・秋キャンペーン数200人 青バト講習会 50人 暴力対策研修会147人 地域安全・暴力排除大会600人	防犯に関する各種キャンペーンや研修会の実施に際し、防犯団体等を通じ、幅広く市民に参加を呼び掛けたが、大会の参加者が想定より少なかった。
③防犯パトロールを行っている自治会の割合	60% (平成18年度)	70% (平成24年度)	71% (平成24年度)	101.4%	平成24年度末市内自治会数195のうち、自治会主体の自主防犯活動登録数139団体	—

■総括

防犯意識の啓発については、広報かすかべや安心安全メール、ホームページ等で情報提供を行うとともに、防犯キャンペーンを実施した。地域ぐるみの防犯活動については、自主防犯活動団体も目標に達し防犯活動を積極的に行っている。地域の防犯力の向上については、市民意識調査の重要度は高いと評価されており、今後より一層の取り組みが求められています。

■平成23年度市民意識調査結果

全施策中の順位	満足度: 42/76	重要度: 15/76
---------	------------	------------



■後期基本計画への課題

- ・ 社会の多様化を背景として、犯罪が起りやすい環境となっており、ひったくりや空き巣などの犯罪が依然として多くなっています。また、暴力排除の機運の高まりと取り締まりの強化により、暴力団は社会から孤立しつつありますが、凶悪犯罪や薬物犯罪は市民にとって大きな脅威となっています。
- ・ 市民が犯罪から守られるよう、警察署などの関係機関と連携を図り、防犯施設の整備を強化し、暴力排除・暴力追放を推進することが必要です。
- ・ 都市化が進み、社会環境の変化とともに、地域の連帯感が希薄になり、犯罪が起きやすい環境が生まれて、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪が発生しています。このため、市、警察署、防犯団体および市民が一体となり地域ぐるみで犯罪が起きにくいまちづくりを推進していくことが大切です。
- ・ 犯罪や非行を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもと、普段から犯罪の発生抑制について心がけるよう、防犯意識の啓発を図るとともに、地域に根ざした幅広い防犯活動を実施していくことが必要です。

施策 2-2-3 交通安全対策の推進

■施策の目的

交通ルールとマナーが守られ、道路を安心して通行できるようにするため、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備や交通規制及び放置自転車・違法駐車対策の推進を図ります。

交通安全意識の啓発	交通安全運動、交通事故防止運動の実施、高齢者世帯訪問、市のイベントでの啓発活動の実施 交通安全運動、交通事故防止運動回数(毎年4回)
交通安全施設の整備	街路灯、道路反射鏡の新規設置及び修繕を実施、路面表示の実施 街路灯・道路照明灯の増設数(H20・177灯、H21・143灯、H22・95灯、H23・61灯、H24・99灯) 路面表示工事件数(H20・56箇所、H21・58箇所、H22・53箇所、H23・84箇所、H24・71箇所)
交通規制の推進	信号機・横断歩道・一時停止規定の設置要望を警察署へ提出(H20・74回、H21・54回、H22・50回、H23・46回、H24・23回) 「ゾーン30」地域を整備
交通事故被害者救済対策の充実	市内小中学校へ「交通災害見舞金」制度を校長会議で周知し、資料配布 広報かすかべを活用して「交通遺児援護基金」について情報を掲載(毎年2回)
放置自転車・違法駐車対策の推進	放置自転車撤去台数(H20・3,577台、H21・3,068台、H22・2,686台、H23・2,432台、H24・1,796台) 新設自転車駐車場の南桜井駅自転車駐車を開設

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①交通事故死傷者数	1,754人 (平成18年)	1,700人 (平成24年)	1,270人 (平成24年)	125.3%	警察署や関係団体と連携を図り、取締り強化や交通事故防止啓発活動を実施	—
②交通安全教室の実施回数	75回 (平成18年度)	80回 (平成24年度)	72回 (平成24年度)	90.0%	保育園(所)5回、幼稚園16回、小学校31回、中学校1回、授産施設5回、その他14回	当初想定していた回数より自治会等の地域での回数が少なかった
③道路反射鏡(カーブミラー)の設置数	3,003か所 (平成18年度末)	3,300か所 (平成24年度末)	3,182か所 (平成24年度末)	96.4%	視認の悪い危険な場所に設置、新規箇所21	当初想定していた箇所数より開発区域や危険な設置箇所が少なかった

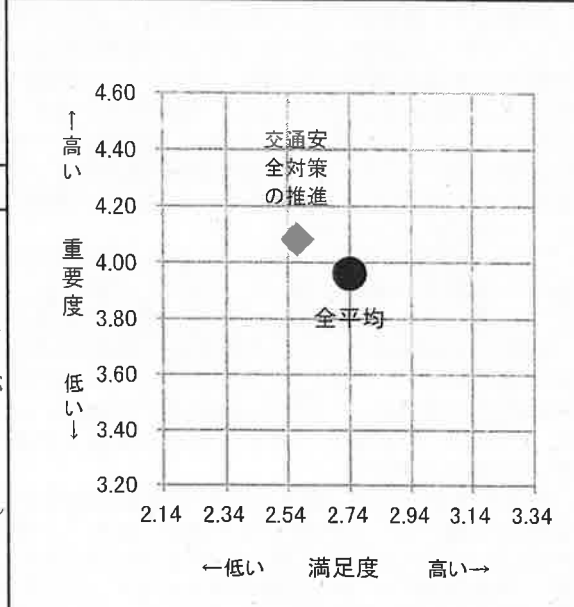
■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

交通事故死傷者数については、取締り強化や街頭での啓発活動を実施し、目標値を大きく下回り430人の死傷者数を減らすことができました。道路反射鏡(カーブミラー)の設置数については、目標値に達しなかったが達成率96.4%であり、必要な設置箇所には設置できたものと考えます。
しかしながら、市民意識調査結果の重要度・満足度の結果については、全平均に対して重要度はやや高く、満足度は低い結果となっており、さらに交通安全対策の推進が求められています。

全施策中の順位	満足度:62/76	重要度:24/76
---------	-----------	-----------

■後期基本計画への課題

・自動車保有台数の増加や生活様式の多様化などを背景に、国道4号と4号バイパス、国道16号が交差する本市では交通事故は依然として多発しています。このため、市民の交通安全意識の高揚とともに、事故形態や道路交通環境にあわせた交通安全施設を整備することが必要です。また、歩行者や自転車の通行マナーの向上や、車両の安全な通行の妨げとなる放置自転車や違法駐車対策も不可欠です。
・高齢化の進行にともない、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加しており、高齢者に対する交通安全対策が求められています。



施 策 2-2-4 消費者の利益の擁護

■施策の目的

安心・安全な消費生活を送ることができるようにするため、消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供及び相談体制の充実に努めます。

消費者意識の高揚	広報かすかべ、ホームページを活用した情報提供及び広報の実施 消費生活相談の事例として、広報紙にくらしの110番を掲載(毎年4回)
消費生活に関する情報提供及び相談体制の充実	毎年テーマを変えて、消費生活講座を年1回実施。 消費生活相談等啓発用自治会回覧板 7,000部を作成し市内の全自治会あてに配布(H23) H21から相談員を2人から3人に、H23よりPIO-NETを導入し、相談員を4名に増加。 週4日(月、火、水、金)消費生活相談を実施
消費者団体の活動支援	毎年実施している消費生活展の参加に協力 消費生活講座を共催で実施(春日部市くらしの会)
計量思想の普及・充実	店舗へ商品量目の立入検査と普及啓発を実施。(市内スーパーを中心に毎年2回×6店舗) 商工まつり計量ブースで、啓発資材の配布と展示コーナーでの普及啓発を実施(毎年2日間) 毎年11月の強調月間に啓発ポスターを掲示(1ヶ月間)

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①消費生活情報アクセス件数	650件 (平成18年度)	1,000件 (平成24年度)	667件 (平成24年度)	66.7%	情報6画面の合計アクセス件数 667件	情報量が少なくアクセスしにくいことが考えられる。
②消費生活相談件数	306件 (平成18年度)	500件 (平成24年度)	327件 (平成24年度)	65.4%	相談件数 327件	市内には埼玉県消費生活支援センターがあることから相談者が分散していることが考えられる
③消費に関する講座の参加者数	89人 (平成18年度)	150人 (平成24年度)	95人 (平成24年度)	63.3%	消費生活講座の実施 参加者95名	当初想定した参加者が見込より少なかった

■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

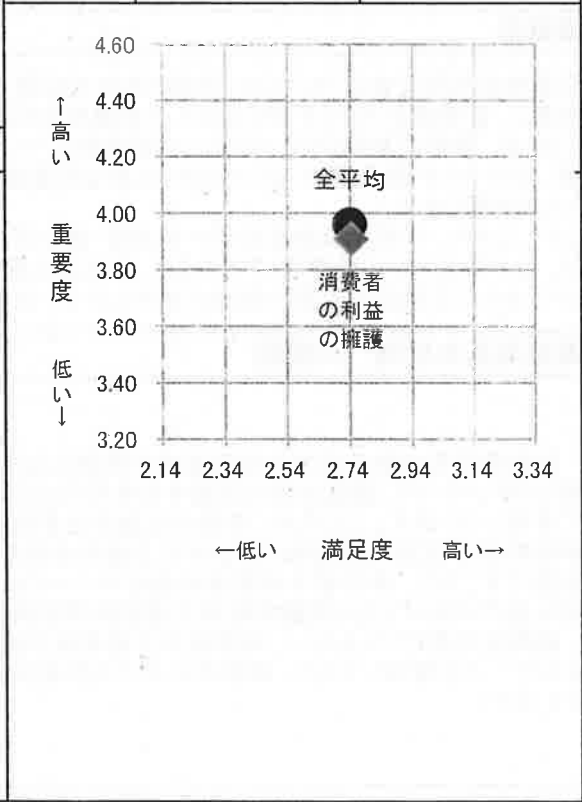
消費者意識の高揚については、広報かすかべやホームページを活用し情報提供を図った。また、相談体制については、相談員を平成21年度、平成23年度と1名ずつ増員し充実を図った。計量思想の普及・充実においては、市内主要店舗全て(5年間で延58事業所)に対し実施した。

消費者利益の擁護については、達成率が目標に届かない状態なので、今後より一層の取り組みが必要です。

全施策中の順位	満足度:40/76	重要度:49/76
---------	-----------	-----------

■後期基本計画への課題

- ・多様化する消費者のニーズにあわせて、商品・サービスも多種多様なものが次々と登場しており、なかには複雑・高度な商品のために、消費者の知識や情報では対応できないという問題が生じています。例えば、資産運用に関する詳しい知識がないまま、個人が投資などにかかわるケースが増えているほか、通信販売やインターネットの通信接続に関するトラブル、多重債務問題が発生しています。また、悪質商法や欠陥商品など、若者や一人暮らしの高齢者が被害者となるケースも発生しています。
- ・これらの問題に対処し、安心・安全な消費生活を送るためには、個々の消費者が責任を持って主体的に行動することが求められており、その際、消費者への正しい情報の提供や保護が必要になります。
- ・消費生活相談窓口では、消費生活相談員が市民からの相談や苦情処理にあたっていますが、相談件数は年々増加しつつあり、さらに相談内容が複雑化して問題の解決まで長期間かかる場合があります。このため、相談員のスキルの向上や相談日の増加など、相談業務の充実が必要です。
- ・計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保する計量制度は、社会経済活動において根幹をなす制度であり、この制度のもと消費者の安定した日常生活を保護していく必要があります。このため、事業者へ計量制度の十分な認識を図るとともに、広く計量思想の普及啓発に努める必要があります。



施策 2-3-1 災害に強いまちづくりの推進

■施策の目的

災害から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちになるようにするため、危機管理体制を確立するとともに、避難対策・復旧対策の充実や情報収集・情報伝達機能の向上を図ります。

地域防災計画の策定及び推進	H24年度(H25.2月)春日部市地域防災計画改訂
危機管理体制の確立	職員動員体制及び職員災害対応マニュアルの作成
初動対応体制の整備	H21年度より災害時職員動員体制に風水害初動配備を設置、臨時ヘリポート指定(龍Q館多目的広場)
避難対策の充実	避難所案内看板の設置(H23年度18箇所、H24年度2箇所)、帰宅困難者対策として避難所誘導看板(H24年度100箇所)、備蓄備品の年次の補填
復旧対策の充実	災害協定の締結(H20年度4件、H21年度9件、H22年度1件、H24年度2件)
情報収集・情報伝達機能の向上	FAX一斉配信システム導入、携帯電話の緊急速報メール導入、災害情報収集用携帯電話導入
都市の防災性の向上	準防火地域 H21.3月 武里団地2.3ha、H24.3月 南桜井駅周辺12.1haの指定
耐震改修の促進	耐震改修等補助事業の実績<平成21年度(11件)平成22年度(3件)平成23年度(17件)平成24年度(27件)>
高規格堤防の整備促進	江戸川改修促進期成同盟会による要望活動を実施
国・県管理の河川改修の整備促進	利根川治水同盟、江戸川改修促進期成同盟会、中川・綾瀬川流域改修促進期成同盟会による要望活動を実施
河川・水路施設の整備推進	財源確保が困難だったため未着手

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①備蓄量 (上段:食料、中段:毛布、下段:簡易トイレ)	164,672食 (平成18年度)	165,000食 (平成24年度)	132,340食 (平成24年度)	80.2%	年度計画に基づき入替えを行った	計画の見直し(H29年度までの補完計画)による数値の差異
	18,947枚 (平成18年度)	25,000枚 (平成24年度)	18,222枚 (平成24年度)	72.9%	年度計画に基づき入替えを行った	計画の見直し(H29年度までの補完計画)による数値の差異
	314台 (平成18年度)	360台 (平成24年度)	398台 (平成24年度)	110.6%	年度計画に基づき入替えを行った	—
②地震などの災害対策に満足している市民の割合(市民意識調査)	6.5% (平成19年度)	13% (平成24年度)	8.4% (平成24年度)	71.8%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった

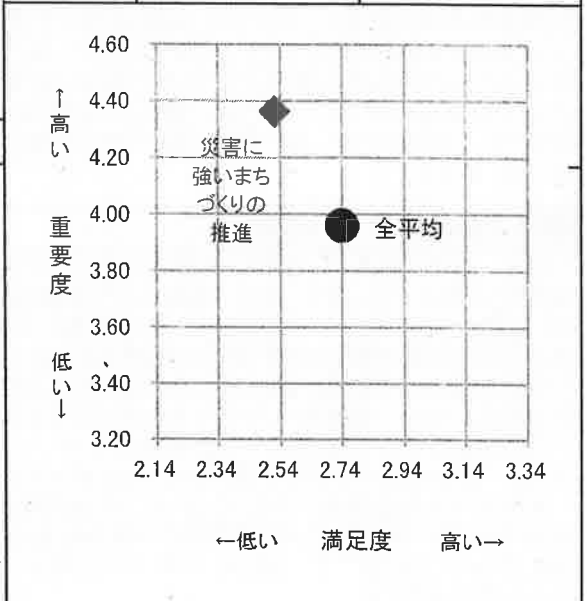
■総括 **■平成23年度市民意識調査結果**

・成果指標の備蓄量については、平均の達成率は87.9%となっており、概ね順調に進んでいる。実績値が現状より減少しているものは、入れ替え並びに東日本大震災時に使用したことに伴うものです。市民意識調査から見ると、重要度は高い一方、市民満足度についてはより一層広報などを通じ防災に関するPRが求められています。

全施策中の順位	満足度:68/76	重要度:3/76
---------	-----------	----------

■後期基本計画への課題

・平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを契機に、都市の安全性や災害への備えの重要性が再認識されています。
 ・本市は江戸川や中川、大落古利根川および新方川の流域に属し、河川の氾濫や決壊時における浸水被害想定や避難場所の再点検など、水害対策の充実が求められています。
 ・即応的・機動的な防災体制を整備するため、「地域防災計画」に基づいて、防災知識の普及啓発と自主防災組織の育成、防災情報収集伝達体制の整備、相互応援協定の締結、飲料水兼用耐震性貯水槽、非常用食料など備蓄備品の整備、帰宅困難者への対応、避難場所の指定などに取り組むことが必要です。
 ・震災時には防災行政無線を通じた正確な情報の伝達が求められており、防災情報システムなどを活用した情報伝達の手段や方法などについての調査・研究を行う必要があります。



施 策		2-3-2 消防・防災体制の充実・強化				
■施策の目的						
火災や災害に対して、迅速に対応できるようにするため、消防・救急体制の充実を図るとともに、防災拠点や消防力の強化や消防職員の資質向上及び救急業務の高度化に努めます。						
防災拠点の強化	市民への防災センター・消防庁舎の見学を通じて防災知識の啓発・防災情報の提供を実施。					
消防・救急体制の充実	各種活動マニュアル等を策定し、消防・救急・救助体制の充実・強化を図った。消防・救急無線のデジタル化については、基本設計を実施。近隣の消防団との応援協定を締結。					
消防力の強化	火災等の災害時における消防水利を確保するため、防火水槽・消火栓の維持管理を継続的に実施。市民の生命・身体及び財産を守ることを目的に、計画的に車両の更新。					
消防職員の資質向上	火災をはじめ、各種災害などに対応できるよう、職員の教育・訓練を実施。高度な知識及び技術の習得をさせるため、職員を消防学校などへの計画的な派遣を実施。					
火災予防対策の充実	防火対象物や危険物施設への査察の実施、消防用設備などの検査、防火管理に関する指導、予防啓発、広報活動、火災原因調査を継続的に実施。					
救急業務の高度化	救命率向上のため、高度救命処置用資機材の整備、救急救命士の養成及び再教育、メディカルコントロール体制の充実を継続的に推進・実施。					
大規模災害及び特殊災害における体制の確立	地震などの大規模災害及びNBC災害などの特殊災害に対応するため、緊急消防援助隊登録、埼玉県下消防相互応援協定等の締結を実施し体制の確立を図った。また、緊急消防援助隊春日部市応援計画、埼玉県下消防相互応援計画、春日部市消防受援計画を策定。					
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①救命講習受講者数	1,349人 (平成18年度)	1,800人 (平成24年度)	2,133人 (平成24年度)	118.5%	訓練用資器材の貸出等応急手当の啓発を促すとともに、救命講習のバリエーションを増やし、受講を促進。	—
②自衛消防訓練参加者数	17,068人 (平成18年度)	19,000人 (平成24年度)	20,943人 (平成24年度)	110.2%	事業所などに対する予防(防火)査察や防火指導を実施したことにより、事業所関係者の防火意識が向上し、目標値を達成することができた。	—
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
前期基本計画の施策については、成果指標が目標を達成(100%)しており、概ね順調に進んできたものと考えます。また、施策の目的を達成するため消防相互応援協定や受援計画などを策定いたしました。市民意識調査の結果については、満足度・重要度が全平均より高く評価されており、より一層の消防・救急体制の充実・強化に努めてまいります。				全施策中の順位	満足度: 19/76	重要度: 19/76
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 近年、住宅の密集化、建物の高層化が進み、火災発生時における危険性は高まっています。また、地震などの大規模災害やNBC災害(N:放射性・B:生物・C:化学)などの特殊災害に対応するため、ますます消防・救急・救助の活動業務は複雑多様化しています。 市民が安心して安全に暮らすためには、消防・防災体制の充実・強化を図るとともに、効果的な予防対策を進めることが不可欠です。また、複雑多様化する建築物や危険物施設に対して予防査察の強化を図り、効果的な安全対策を進めることも必要です。 高度化する救急業務に対応するため、救急資機材の整備・充実、救急救命士の育成および医療機関との連携強化など、救急体制の充実を図ることが必要です。さらに、市民への応急手当の普及啓発も進める必要があります。 地域防災の要となる消防団と市民による予防消防の推進に努めるとともに、広報活動を積極的に行い、地域や事業所との連携を図りながら、消防力の充実強化など一層の推進を図ることが求められます。 						

施 策 2-3-3 地域の消防・防災力の確立

■施策の目的

市民一人ひとりが自主的に火災・災害に備え、地域による救援活動が行われるようにするため、自主防災組織の活動を支援するとともに、市民の防火・防災意識の普及啓発、消防団活動の活性化を図ります。

自主防災組織の活動支援	自主防災組織育成事業補助金特別補助創設、防災士養成研修講座開催 災害時要援護者避難支援制度の導入自治会を拡大し、地域への名簿提供を実施
市民の防火・防災意識の普及啓発	自主防災組織における防災訓練実施、防災に関する講話、災害ハザードマップの配布、防災センター展示ホールにける防災体験や防災知識の習得
消防団活動の活性化	団員の安定的確保のため、ポスター掲示、自治会連合会役員へのパンフレット配布を実施 普通救命講習会や自主防災訓練での指導、春秋巡回広報及び歳末特別警戒を実施 6個分団の車両を更新

■成果指標

指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
① 自主防災組織結成率	92.3% (平成18年度)	96% (平成24年度)	97.9% (平成24年度)	102.0%	新規に2組織を設立	—
② 自主防災訓練参加者数	8,853人 (平成18年度)	10,000人 (平成24年度)	8,143人 (平成24年度)	81.4%	93団の自主防災組織が防災訓練を実施	訓練内容の固定化により参加者が増えなかったと考えられる。
③ 自主防災補助件数	157件 (平成18年度)	186件 (平成24年度)	185件 (平成24年度)	99.5%	特別補助により地域で備える防災倉庫等の購入を助成	概ね達成できたと考えられる。

■総括

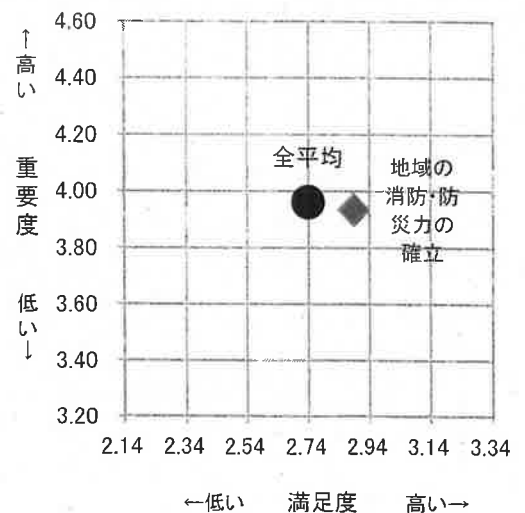
・防災に対する備えとして、自助・共助・公助がありますが、近年の災害では、地域における自治会や自主防災組織の共助の部分が多く命を救っています。当市はここに注目し自主防災組織の育成を図ってきました。平均の達成率は94.3%と高く順調に進んでいます。訓練参加者については年度ごとに増減がありますので、訓練の形態など自主防災組織と連携を図りながら、より参加者が増加するような工夫が求められています。

■後期基本計画への課題

・本市では、防災知識の普及啓発と自主防災組織の育成、防災訓練の実施などに取り組んできました。今後も、大規模災害に備えて、関係機関との連携を図るとともに、市民の防災意識の啓発や地域防災体制の強化が必要となっています。
・市民一人ひとりの防火・防災意識の高揚を図り、災害に強いまちをつくるため、自治会および自主防災組織、各種団体などへの広報活動を積極的に推進し、市民と自主防災組織、事業者が連携して地域防災計画を策定する必要があります。また、訓練指導を通じて、ひとり暮らし世帯の防災指導など、防火・防災意識を深めてもらうことも必要です。

■平成23年度市民意識調査結果

全施策中の順位	満足度: 20/76	重要度: 45/76
---------	------------	------------

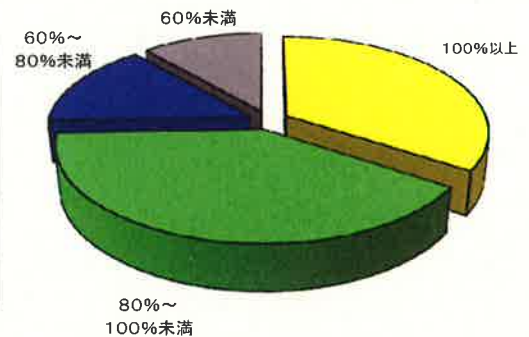


基本目標3 人々が集い、にぎわいのある元気なまち【都市基盤】

政策	都市基盤（にぎわいの施策）	担当部	総合政策部・建設部・都市整備部・水道部
構成する施策 (14施策)	3-1-1 計画的な土地利用の推進・・・No.28	3-1-2 魅力ある中心市街地の創出・・・No.29	
	3-1-3 安全で良好な市街地の形成・・・No.30		
	3-2-1 幹線道路の整備・・・No.31	3-2-2 生活道路の整備・・・No.32	
	3-2-3 公共交通の充実・・・No.33		
	3-3-1 緑の保全・創出・・・No.34	3-3-2 公園の整備・充実・・・No.35	
	3-4-1 河川等の整備・・・No.36	3-4-2 自然に親しめる水辺づくり・・・No.37	
	3-5-1 安全で安定した水の供給・・・No.38	3-5-2 公共下水道等の整備・・・No.39	
	3-6-1 地域の特色を生かした良好な住環境の整備・・・No.40	3-6-2 公営住宅の適正な管理・・・No.41	

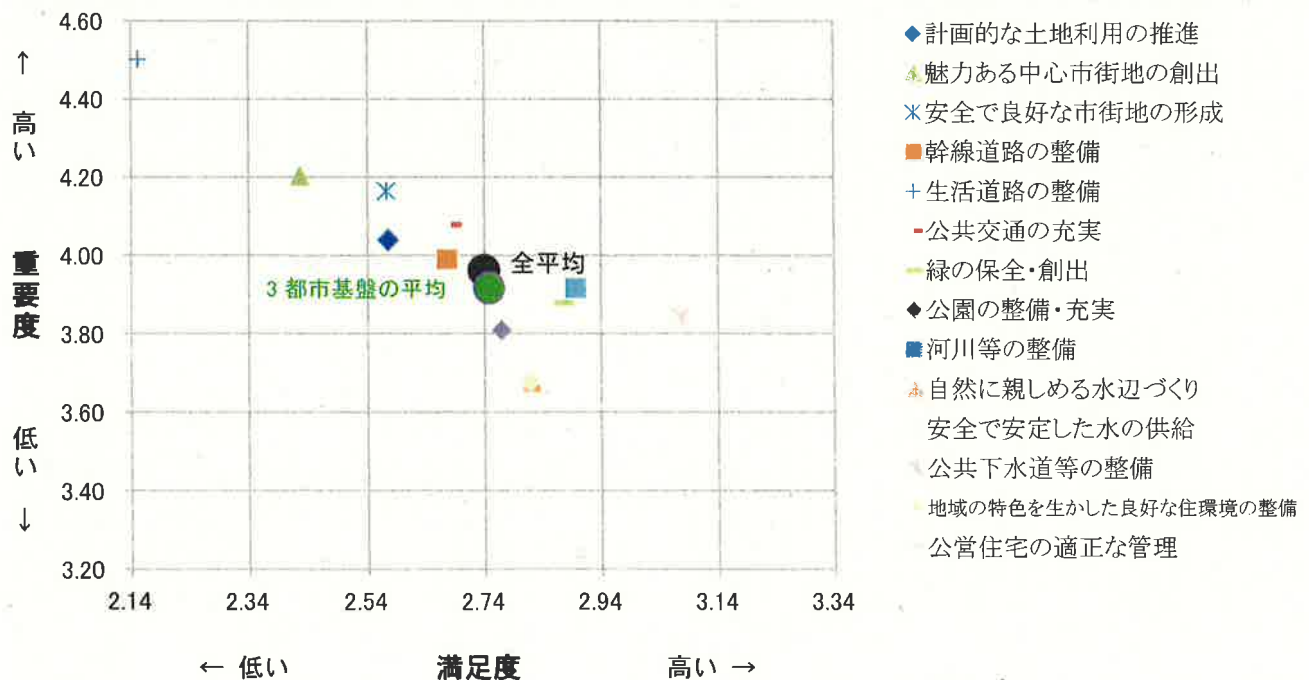
■施策の達成度

成果指標数 (35指標)	達成率	指標数	割合
	100%以上	12指標	34.3%
	80%～100%未満	14指標	40.0%
	60%～80%未満	5指標	14.3%
	60%未満	4指標	11.4%
	測定困難	—	—



基本目標3（都市基盤）については、35指標を掲げています。達成状況は、100%以上が34.3%（12指標）、80%～100%未満が40.0%（14指標）、60%～80%未満が14.3%（5指標）、60%未満が11.4%（4指標）となっています。80%以上達成した指標の割合については、74.3%（26指標）となっています。なお、基本目標3の平均達成率は85.3%となっております。

■平成23年度市民意識調査の結果【施策の満足度・重要度】



基本目標3については、14施策を位置づけております。その中で、生活道路の整備、魅力ある中心市街地の創出については、特に満足度が低く、重要度が高い施策となっています。基本目標3全体としては、7つの基本目標の平均値から考察すると、満足度がやや高く、重要度はやや低い結果となっています。

施 策		3-1-1 計画的な土地利用の推進				
■施策の目的						
・計画的に土地利用が行われ、市街地と農地・自然の調和のとれたまちにするため、都市計画マスタープランなどを策定・推進するとともに、社会情勢・地域特性に応じた土地利用の見直しや適正な規制と誘導に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
・都市計画マスタープラン等の策定・推進		・平成23年11月都市計画マスタープラン策定				
・社会情勢・地域特性に応じた土地利用の見直し		・平成22年9月、平成23年2月 産業指定エリアの用途及び区域の変更				
・土地利用の適正な規制と誘導		・平成24年12月開発事業の手続き及び基準に関する条例制定				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①まちづくりエリア内の新たな土地利用面積	—	30 ha (平成24年度末)	20.3 ha (平成24年度末)	67.7%	大型商業施設の進出により土地利用が図られた	一団の土地の確保困難であり、基盤整備がされていない
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>前期基本計画のまちづくりエリア内での新たな土地利用面積の目標値(30ha)に対する達成率については67.7%であり、大型商業施設の進出などにより徐々にではあるが土地利用が図られてきていると考えます。</p> <p>また、都市計画の基本指針である都市計画マスタープランを策定し、土地利用の適正な規制と誘導を行うための開発事業の手続き及び基準に関する条例を制定することができました。</p> <p>しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は低く、重要度はやや高いと評価されており、より一層、計画的な土地利用を推進することが求められています。</p>				全施策中の順位	満足度: 60/76	重要度: 31/76
■後期基本計画への課題						
<p>・人口増加の沈静と高齢化、高度成長期を中心に開発された市街地の成熟化など、地域社会や都市の変化のなかで、環境・景観への意識や身近な生活空間へ関心が高まっています。また、地方分権型社会への移行や地域主権改革の推進などを背景として、地域の自主性や特性を生かしたまちづくりが求められています。</p> <p>・本市の面積は6,598haであり、市域の約3割が市街化区域で、残り約7割は市街化調整区域となっています。土地利用については、宅地が約3割、農地・山林・原野などが約4割で、その他は道路、水路、公園などの公共用地として利用されています。</p> <p>・ベッドタウンとしての性格を有する本市では、通勤通学の移動拠点である鉄道駅を中心として住居系市街地が展開されており、市街化区域の多くが鉄道駅から1kmの圏域に包含され、コンパクトな市街地が形成されています。一方、国道16号、4号、4号バイパスおよび東埼玉道路沿道の市街化調整区域では、交通利便性の高さから都市的土地利用の要望が強く、計画的な立地誘導を図ることが望まれます。</p>						

施策		3-1-2 魅力ある中心市街地の創出				
■施策の目的						
・春日部駅周辺が快適でにぎわいのある中心市街地となるため、春日部駅周辺における市街地整備を推進し、連続立体交差事業を促進します。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・連続立体交差事業の促進		・連続立体交差事業と一体となった中心市街地のまちづくりのマスタープランの策定を行うため、協議会を立ち上げ、取り纏めに向け調整を行いました。早期の都市計画手続きを行ってもらうため、東武鉄道、事業主体である埼玉県と協議を重ねつつ、駅前広場や側道の検討を行いました。				
・春日部駅周辺における市街地整備の推進		・長時間楽しく過ごせる中心市街地の形成に向けて、大落古利根川右岸に水辺再生100プランによる遊歩道が設置され、また、会之堀川・豊武川が平行する都市計画道路武里内牧線には、自転車歩行者道を整備中であり、回遊ネットワークの形成に向けた取組を推進しました。				
・業務核都市としての業務施設集積地区の形成		・東部地域振興ふれあい拠点施設を、埼玉県と春日部市の共同事業として、産業の振興と地域住民の活動・交流を促進するための複合拠点施設として平成23年度開設しました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①連続立体交差事業の進捗率 (累積事業費/総事業費×100)	0.4% (平成18年度末)	23.0% (平成24年度末)	0.95% (平成24年度末)	4.1%	早期事業化に向けた協議を重ねた。併せて、まちづくり計画策定に向け協議会を開催した。	関係機関との合意形成が図れず、都市計画の手続きに着手できなかったことが原因と考えられる。
②春日部駅の1日平均乗降客数	68,700人 (平成18年度)	72,000人 (平成24年度)	70,635人 (平成23年度)	98.1%	整備促進協議会により、鉄道事業者へ整備促進の要望活動を行なった。	東武線沿線人口の減少が原因であると考えられる。
③中心市街地(春日部駅周辺)が快適で便利だと思う市民の割合(市民意識調査)	37.1% (平成19年度)	44% (平成24年度)	37% (平成23年度)	84.1%	—	整備自体の進捗が図れなかったことにより、市民の意識にも影響されたと考えられる。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
各施策は市民意識調査で重要度の高い施策となっているところではありますが、前期基本計画の目標を達成できず、満足度は低い結果となってしまいました。今後は、さまざまな課題解決に向けて、関係機関と連携しながら各施策の推進を行ってまいりたいと考えます。				全施策中の順位	満足度: 70/76	重要度: 13/76
■後期基本計画への課題						
<p>・春日部駅周辺は東武鉄道伊勢崎線(愛称:東武スカイツリーライン)と野田線により市街地が東西に分断され、さらに、開かずの踏切などにより人も車も自転車も回遊できない状況から、市民生活や商業業務機能に大きな影響を与えています。これらを解消するため、連続立体交差事業の早期実現が求められています。</p> <p>・春日部駅東口地区は、マンションなどの建設が進んでいますが、都市基盤整備が遅れており、小規模な店舗、老朽化した木造住宅が密集しています。今後は、都市基盤整備を行うとともに土地の高度利用を図るなど、建物の更新を進めていく必要があります。一方、西口地区については、都市基盤整備がなされ、大規模な商業施設やふれあい拠点施設も立地しています。今後は、分散している商業核などを結ぶ回遊軸を整備し、にぎわいづくりを図る必要があります。さらに連続立体交差事業にあわせて、東西市街地を一体化させるための道路などを整備して中心市街地全体の回遊性を高め、中心市街地を多彩な交流の舞台として演出する必要があります。</p> <p>・本市は、平成11年3月に「第5次首都圏基本計画」において、首都圏における広域連携拠点(業務核都市)として位置づけられ、平成18年3月には、国の同意を得て「春日部・越谷業務核都市基本構想」が策定されました。これにより春日部駅周辺地区(春日部中心地区)においては、業務機能、商業機能などの集積を高めるとともに、地域資源を活用した特色ある都市の創出を図っていく必要があります。</p>				<p>←低い 満足度 高い→</p>		

施 策		3-1-3 安全で良好な市街地の形成				
■施策の目的						
・便利で快適な生活を安心して送ることができるようにするため、市街地整備事業や地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
・市街地整備事業の推進		・土地区画整理長期未着手地区に対する検討 内谷、八木崎駅前地区における地区計画の誘導 西金野井第一地区における組合土地区画整理事業立上げに伴う支援				
・地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進		・副都心となる南桜井駅周辺について、都市計画道路南桜井駅前南線(駅前広場)、南桜井駅前北線(駅前広場)、北口駅前広場に自転車駐車場の整備を実施し、平成25年4月20日に完成記念式典を実施したものです。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①土地区画整理事業の進捗率	82% (平成18年度末)	88% (平成24年度末)	83.3% (平成24年度末)	94.7%	完了地区なし	現在、施行中の地区が完了していないため
②住んでいる地域が良好な街並みだと思う市民の割合(市民意識調査)	51.1% (平成19年度)	53% (平成24年度)	51.6% (平成23年度)	97.4%	—	事業実施中であつたため調査結果に反映されなかったため
■総括		■平成23年度市民意識調査結果				
前期基本計画の土地区画整理事業の進捗率に対する達成率については94.7%であるものの、着実に事業は進んでいるものと考えます。また、地域の中心となる駅周辺まちづくりとして、副都心となる南桜井駅周辺については、概ね事業が完了することができました。しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度は低く、重要度は高いと評価されており、より一層、安全で良好な市街地を形成することが求められています。		全施策中の順位		満足度: 61/76		重要度: 14/76
■後期基本計画への課題		<p>・既存市街地においては、都市計画決定がなされながら休止状態となっている土地区画整理事業地区があるなど、面的整備が遅れている地区があり、これらの地区の基盤整備を促進する必要があります。また、道路や公園などの都市基盤の整備が立ち遅れている地域もあり、これらの整備が早急に求められています。</p> <p>・中心市街地を除く駅周辺地域においては、道路が未整備の地区もあるため、通勤、通学、買物の利便性や防災性の観点などから整備が必要となっています。</p> <p>・市民満足度を重視した個性豊かで良好な市街地形成を推進するためには、行政はもとより市民や企業など、地域社会を構成する人々の意見をまちづくりに反映させる仕組みづくりが必要です。</p>				

施 策		3-2-1 幹線道路の整備				
■施策の目的						
・市内各地域や市外へ、円滑かつ安全に移動できるようにするため、都市計画道路の整備に努めるとともに、国道・県道・1及び2級市道の整備を推進します。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
・都市計画道路の整備推進		<ul style="list-style-type: none"> ・藤塚米島線(市道1-29号線)は、平成24年度末でL=1,100mの整備が完了し部分供用を開始しました。(平成25年5月L=2180m全線供用開始) ・南桜井駅北線(市道1-113号線)・南線(市道1-112号線)は、平成25年4月で整備済みです。 ・大場大枝線(県営事業負担金) ・中央通り線(市道1-25号線)は、平成23年度から都市再生整備計画に位置付け用地買収を行っています。 				
・国道・県道の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> ・東埼玉道路及び国道4号バイパスの整備推進の要望(国土交通省) ・大場大枝線の整備推進の要望(埼玉県知事) 				
・1・2級市道の整備推進		・都市計画道路の整備推進と同様				
・都心環状道路の整備推進		<ul style="list-style-type: none"> ・沿道地域のまちづくりと一体となった事業として検討するとともに、地域住民への意識向上を図ってまいりました。 ・事業検討区域については、用地測量を実施しました。 				
・道路景観の創出		<ul style="list-style-type: none"> ・南桜井駅周辺整備事業 南桜井駅前北線の電線共同溝を完了させました。 南桜井駅前南線の電線共同溝の整備は、平成25年度完成予定。 				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①都市計画道路の整備状況(進捗率)	52% (平成18年度末)	57% (平成24年度末)	60% (平成24年度末)	105.3%	藤塚米島線、南桜井駅周辺、国道4号バイパスの整備による	—
②道路網の利便性に満足している市民の割合(市民意識調査)	23.2% (平成19年度)	35% (平成24年度)	16.5% (平成23年度)	47.1%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括		■平成23年度市民意識調査結果				
<p>都市計画道路の整備状況につきましては、実績値60%(達成率105.3%)と目標値を上回っており、整備が良好に進んだものと考えます。</p> <p>しかしながら、市民意識調査による満足度については全平均よりやや低い評価となっており、市民が求める事業等を見極めながら推進していくことが必要であると考えます。</p>		全施策中の順位		満足度: 52/76		重要度: 39/76
■後期基本計画への課題		<p>・市民の活動範囲の広域化と車社会の進展にともない、道路の果たす役割はますます重要になっています。歩行者および利用者が安全・快適に通行することができる道路施設の整備が求められているとともに、地震などの災害時に備えて、延焼遮断帯、避難路、緊急車両の通行などに役立つ幹線道路の整備も必要です。</p> <p>・本市の道路総延長は平成24年度末時点で約1,051km、そのうち都市計画道路は32路線約75kmです。都市計画道路の整備率は約60%ですが、都市機能を向上するためには、市内の道路ネットワークおよび広域幹線道路の整備が不可欠です。</p> <p>・本市の幹線道路として、国道が3路線、県道が13路線のほか、都市計画道路およびそれ以外の1・2級市道などがあります。とくに、国道4号および国道16号が交わる本市は、交通の要衝といわれていますが、市内を通過する幹線道路では慢性的な交通渋滞が生じています。</p> <p>・広域幹線道路については、国道4号バイパスが庄和インターチェンジを除く区間の4車線化が完了し、さらに庄和インターチェンジにおいても4車線化の整備が推進されています。今後は、庄和インターチェンジに接続される地域高規格道路「東埼玉道路」の整備促進などが課題となっています。</p> <p>・中心市街地を取り巻く環状道路は、都心に集中する交通を処理する路線です。今後、業務核都市として、増大すると見込まれる都心への交通を円滑に処理できるよう整備する必要があります。</p>				

施 策		3-2-2 生活道路の整備				
■施策の目的						
・安全で快適に移動できるようにするため、生活道路の整備を推進するとともに、道路施設の計画的な維持管理や開かずの踏切などの安全対策の推進に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・生活道路の整備推進		・開発行為や建築行為を行う際、生活道路幅整備要綱による道路後退指導を行い道路の幅整備を実施しました。				
・橋梁の整備推進		・県の河川改修に伴い、橋りょうの架け替え事業を2カ所実施しました。				
・安全施設の整備推進		・特に安全施設に係わりのある通学路等に関し、学校やPTA等からの要望に対し予算の範囲において対処実施しました。				
・道路施設の計画的な維持管理		・道路パトロールを強化することにより、道路状況を把握し適正な維持管理を行いました。				
・開かずの踏切等の安全対策の推進		・一部踏切内の歩道幅広工事を実施することにより歩行者や自転車の通行がスムーズになりました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①道路改良率	57% (平成18年度末)	58% (平成24年度末)	58% (平成24年度末)	100.0%	市道2-23号線等の道路改良を実施した。	—
②ガードレールなどの安全施設延長	93,558m (平成18年度末)	94,000m (平成24年度末)	94,000m (平成24年度末)	100.0%	広域農道では県からの補助金もあり、また、通学路等の要望から実績値も増加した。	—
③道路環境の安全性に満足している市民の割合(市民意識調査)	14.6% (平成19年度)	25% (平成24年度)	8.6% (平成23年度)	34.4%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
生活道路の整備に関しては、成果指標に現れているように、目標値をクリアしており、概ね良好であったと考えられます。 特に安全施設などに関連する、PTA・学校、要望に対しては関係各課が集まり、総合的な判断を行うようになったことなど、対処方法に関するメリットは確実に上がっているものとおもわれます。 なお、市民調査の満足意識については低いままではあります。内容も含め今後の課題であると考えます。				全施策中の順位	満足度: 76/76	重要度: 1/76
■後期基本計画への課題						
<p>・身近な生活道路は、市民生活に不可欠な道路であり、安全性を第一とした整備が求められています。とくに、近年、高齢者による交通事故が増えており、子どもからお年寄りまで、だれもが安心して通行できる生活道路の整備が求められています。</p> <p>・住宅地内の生活道路では、幹線道路の抜け道として使われている箇所があり、地域住民の安全を脅かしています。各道路の位置づけや役割を明確にし、その役割に応じた幅員確保および道路施設の充実が求められています。</p> <p>・生活道路は、住宅地へのアクセス機能だけでなく、災害時の避難路や緊急車両の進入路としての役割を担っています。そのため、とくに狭い道路においては、沿道住民の理解および協力を得ながら、早期に整備することが求められています。</p>						

施 策		3-2-3 公共交通の充実				
■施策の目的						
・公共交通を利用し、安全、快適、便利に移動できるようにするため、鉄道やバス路線の利便性の向上に努めるとともに、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・鉄道の利便性の向上		・東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会等をつうじて鉄道連続立体事業、輸送力の増強、乗換利便性の向上等について鉄道事業者及び県へ要望を行いました。				
・バス路線の利便性の向上		・春日部市コミュニティバスの運行等を行い、路線バス網を補完するバス交通網を構築しました。				
・公共交通の利用促進		・平成21年～22年度において公共交通の利用促進等を啓発するカーフリーデーを開催しました。				
・公共交通機関のバリアフリー化		・市内8駅へのエレベーターの設置等のバリアフリー化に取組み完了しました。また、路線バスへのノンステップバス車両導入を促進するために補助金を交付しバス車両のバリアフリー化を推進しました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①鉄道・バスの1日平均乗降客数 (上段:鉄道、下段:バス)	162,000人 (平成18年度)	170,000人 (平成24年度)	163,102人 (平成24年度)	95.9%	目標値には届かなかったがH18年度値に比べ乗車人数は増となった。	人口減少の影響から利用者数の大幅な増加が難しくなった。
	6,000人 (平成16年度)	7,200人 (平成24年度)	6,561人 (平成24年度)	91.1%		
②バス路線数	24路線 (平成18年度末)	29路線 (平成24年度末)	30路線 (平成24年度末)	103.4%	大型ショッピングセンターがオープンしたことにより民間路線バスの路線(系統)新設があり増加した。	—
③バリアフリー化の状況 (上段:鉄道駅、下段:バス)	50% (平成18年度末)	100% (平成24年度末)	100% (平成24年度末)	100.0%	H22年度までに市内8駅のエレベーター等のバリアフリー化が完了した。 H19年度以降7台のノンステップバスが導入され導入割合は39.4%まで高まった。	民間路線バス事業者の経営環境やバス車両更新時期等の影響を受けることによるもの。
	22% (平成18年度末)	41% (平成24年度末)	39.4% (平成24年度末)	96.1%		
■総括			■平成23年度市民意識調査結果			
概ね前期計画の目標が達成されたと考えます。特に公共交通のバリアフリー化については市内8駅のバリアフリー化が完了し目標が達成できました。また、バス路線の利便性の向上に関してはコミュニティバスの再編が概ね完了しました。当施策については今後更に進展する人口減少社会の中で現在の公共交通網の維持を図っていくことが課題となると考えられます。			全施策中の順位	満足度: 50/76	重要度: 25/76	
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅は、市内には8駅あり、東武鉄道伊勢崎線(愛称:東武スカイツリーライン)および野田線が交差し、春日部駅で結節しています。いずれの路線も、首都圏における放射方向の交通の大動脈として、また主要都市間を結ぶ環状方向の交通手段として、重要な役割を担っています。 ・バス路線網については、主に春日部駅を起点とし20路線(系統)程度運行されており、通勤・通学者などの交通手段として、重要な役割を担っています。 ・本市は、全体的に交通利便性が高い一方で、地域の格差を解消するような移動サービスの提供が求められています。また、鉄道の重要性が高い一方で、鉄道による市街地の分断や、踏切遮断による交通障害問題が顕在化しています。 ・鉄道・バスといった公共交通機関は、環境に優しく、子どもや高齢者、障がい者などが安心して利用できる移動手段であり、環境保全の観点や、高齢化の急速な進展などから、今後、その重要性はより一層高まるものと思われます。 ・公共交通機関の利用促進を図るとともに、関係機関に対し、利便性の向上および輸送力の増強を働きかけていく必要があります。 ・高齢者や障がい者などの移動手段の確保や、バスルートやバス停の配置、運行間隔など、市民の生活実態やニーズにあったバス交通網の整備が求められています。 						

施 策		3-3-1 緑の保全・創出				
■施策の目的						
・豊かな緑や自然環境が保全・創出され、自然の中で、安らぐことができるようにするため、計画的な保全・緑化に努めるとともに、市民参加による緑の保全・創出を推進します。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・計画的な保全・緑化の推進		・生産緑地地区 新規指定(庄和地区)=24地区:4.17ha ・追加指定=2地区:0.03ha				
・特徴的な緑の一体的な保全		・H25.3.31 保存樹木:219本 保存生垣:249m 保存樹林:38,437.93㎡				
・緑化の推進		・生垣整備延長・・・640.2m				
・市民参加による緑の保全・創出		・緑化協定・・・7件(うち1件は建築協定地区)				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①緑化協定の件数	6件 (平成18年度末)	8件 (平成24年度末)	7件 (平成24年度末)	87.5%	1件 (建築協定地区)	地域住民間での合意形成が難しく、新たな協定締結に至らなかった。
②生垣整備延長	3,836m (平成18年度末)	4,321m (平成24年度末)	4,291m (平成24年度末)	99.3%	生垣整備延長 75m	「緑の募金」を一部財源としており、事業費にばらつきがあることから、若干目標値を下回った。
③緑のゆたかさ・うるおいに満足している市民の割合 (市民意識調査)	27.0% (平成19年度)	35% (平成24年度)	22.4% (平成23年度)	64.0%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>前期基本計画の目標値に対して実績値は下回っているものの、その割合は小さく、また、市民意識調査の満足度・重要度結果より、満足度は高く評価されていることから、計画全体としては概ね順調に進んできたものと考えます。</p> <p>今後も引続き、行政・市民・企業等の多様な主体が連携を図り、安全で快適な緑豊かな都市環境を形成していきます。</p>				全施策中の順位	満足度: 22/76	重要度: 50/76
■後期基本計画への課題						
<p>・平成23年に「緑の基本計画」を策定しており、市全体の「緑全般」に関する総合的な計画を示しています。この「緑の基本計画」に基づいて、市民と行政が一体となって、緑地の保全や緑化を推進し、緑豊かな環境をつくり出していくことが不可欠です。</p> <p>・社会の成熟化にともない、生活に身近な環境への関心が高まってきており、あらためて公園や緑地など、やすらぎや憩いをもたらす空間の確保・充実が都市づくりの重要な課題となっています。</p>						

施 策		3-3-2 公園の整備・充実				
■施策の目的						
・目的にあった公園を気軽に利用することができるようにするため、公園の整備や安全性の向上を図るとともに、市民参加による公園づくりと維持管理を推進します。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・公園の整備推進		・大枝公園整備・・・用地測量(8,673㎡)、基盤整正、内牧公園・・・用地測量(42,968㎡) ・用地買収・・・備後運動広場、牛島古川公園Ⅱ期、宮田記念公園				
・公園の安全性の向上		・遊具点検・・・年1回(公園・広場232箇所)、公園リニューアル・・・2公園、トイレ設置・・・5公園 ・巡回点検・・・H22、H23、H24				
・市民参加による公園づくりと維持管理		・「公園等の美化実施に関する協定」締結件数・・・107団体、165公園				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①一人当たり公園面積	4.04㎡/人 (平成18年度末)	4.12㎡/人 (平成24年度末)	4.23㎡/人 (平成24年度末)	102.7%	開発行為により、2カ所の公園の帰属を受けた	—
②住んでいる地域において、公園や遊び場に満足している市民の割合(市民意識調査)	17.2% (平成19年度)	20% (平成24年度)	17.4% (平成23年度)	87.0%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
前期基本計画の目標値を達成し、また、市民意識調査の満足度・重要度結果より、満足度は高く評価されていることから、計画全体としては概ね順調に進んできたものと考えます。 また平成24年度から新たに子育てふれあい公園リニューアル事業を展開し、やすらぎや潤いをもたらす空間の確保・向上に努めています。 今後も引き続き、安心・安全な公園となるように整備や維持管理を行っていきます。				全施策中の順位	満足度: 36/76	重要度: 56/76
■後期基本計画への課題						
<p>・公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、市民生活にうるおいを与えると同時に、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。</p> <p>・本市の公園の整備状況は、平成23年度末で、都市公園が224カ所、広場が136カ所であり、市民一人当たりの公園面積は4.21㎡となっています。</p> <p>・社会の成熟化にともない、生活に身近な環境への関心が高まってきており、あらためて公園や緑地など、やすらぎや憩いをもたらす空間の確保・充実が都市づくりの重要な課題となっています。</p> <p>・公園について、だれもがいつでも安心して利用できるよう、適切な維持管理が必要とされています。</p>						

施 策		3-4-1 河川等の整備					
■施策の目的							
・浸水被害を防ぐため、河川・水路などの施設整備を推進するとともに、保水・遊水機能の向上を図ります。							
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績					
・高規格堤防の整備促進(再掲)		・江戸川改修促進期成同盟会による要望活動を実施					
・国・県管理の河川改修の整備促進(再掲)		・利根川治水同盟、江戸川改修促進期成同盟会、中川・綾瀬川流域改修促進期成同盟会による要望活動を実施					
・河川・水路施設の整備推進(再掲)		・財源確保が困難だったため未着手					
・ポンプ場の整備推進		・ポンプ場等施設更新5ヵ年計画に基づき整備実施					
・公共下水道(雨水)の整備推進		・藤塚ポンプ場放流渠の改修並びに会之堀川第一幹線の整備					
・保水・遊水機能の向上		・備後公園運動広場にて整備					
■成果指標							
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由	
①準用河川の整備延長	13,168m (平成18年度末)	13,568m (平成24年度末)	13,168m (平成24年度末)	97.1%	未実施	県道松伏春日部関宿線の道路整備と水路整備を同時施工するため、実施年度が遅れた。	
②公共下水道(雨水)の整備面積	270.8ha (平成18年度末)	300.8ha (平成24年度末)	300.1ha (平成24年度末)	99.8%	三千貝堀排水区整備の実施	整備区域の誤差であり、概ね計画どおりに達成できた。	
③雨水排水に満足している市民の割合(市民意識調査)	35.1% (平成19年度)	37% (平成24年度)	23.8% (平成23年度)	64.3%	-	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった	
■総括				■平成23年度市民意識調査結果			
公共下水道(雨水)の整備推進については、概ね目標どおり達成されましたが、準用河川の整備延長については、未実施となってしまいました。 しかしながら、国の施策であります首都圏外郭放水路の完全通水などの成果で、満足度は、全施策の中で高い順位となっております。 今後につきましても、より一層の雨水排水の充実が求められています。				全施策中の順位		満足度: 18/76	重要度: 48/76
■後期基本計画への課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・市内は、中川、大落古利根川、新方川、江戸川の流域に区分され、9本の一級河川と9本の準用河川があり、排水機能を担っています。そのため、水の豊かな環境を形成するとともに、治水対策が不可欠であり、河川との共生が都市づくりの重要な課題となっております。 ・首都圏外郭放水路の完全通水により、台風など集中豪雨による浸水被害が大幅に軽減されてきていますが、江戸川の堤防強化事業をはじめ、国・県管理の河川改修の整備促進が課題となっております。 ・市内の大半が低平な土地であることから、水が流れにくい現状となっており、急激な降雨時において、浸水や冠水などの被害が生じています。とくに市街化の進展に加えて、近年発生している急激なゲリラ豪雨により、雨水排水量が増加しており、河川の改修や調整池、生活排水路などの整備が重要課題です。また、農地の無秩序な埋め立てにともない、道路や農地の冠水が増える傾向にあるため、雨水の保水・遊水機能の確保が必要です。 							

施 策		3-4-2 自然に親しめる水辺づくり				
■施策の目的						
・自然豊かな水辺空間を楽しむことができるようにするため、親水空間の創出を図るとともに、水と緑のネットワークの形成に努めます。						
■施策の内容			■5年間(H20~H24)の主な取組み実績			
・親水空間の創出			・水辺再生100プラン及び川のまるごと再生プロジェクトの実施			
・水と緑のネットワークの形成			・同上			
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①水辺を活用した緑道の整備延長	5.1km (平成18年度末)	6.0km (平成24年度末)	7.0km (平成24年度末)	116.7%	県事業における水辺再生100プランの実施	—
②水辺環境に満足している市民の割合 (市民意識調査)	16.5% (平成19年度)	18% (平成24年度)	13% (平成23年度)	72.2%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
水辺を活用した緑道の整備延長については、目標値を上回る成果をあげる事ができました。 今後につきましても、川のまるごと再生プロジェクト等により、一層の整備を行い、市民満足度を高めてまいります。				全施策中の順位	満足度：31/76	重要度：64/76
■後期基本計画への課題						
・市内には、江戸川、中川、大落古利根川などがあり、景観を特徴づける水と緑の空間を形成しています。これからも水辺が市民の憩いの場となるよう、自然景観の保全など環境に配慮した親水施設などの整備が求められています。						

施 策		3-5-1 安全で安定した水の供給				
■施策の目的						
・安定して安全な水が利用できるようにするため、水質の安全確保を図るとともに、経営の健全化や災害対策の充実に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・安全で安定した水道水の供給		<ul style="list-style-type: none"> ・西部浄水場に配水池を1基増設したことによる配水機能の強化。 ・都市計画道路藤塚・米島線の整備に伴う旧春日部地区と旧庄和地区間の緊急時用連絡管整備など新設管の整備による配水管網の充実。 ・水質基準項目の検査に加え、水質基準項目以外の物質や放射性物質の検査などの水質検査の強化。 ・平成22年度まで市内全域を3年かけて漏水調査を実施していたが、平成23年度から1年で市内全域の漏水調査を実施することにより、不明水を解消するなどの水運用の効率化。 				
・災害対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月の東日本大震災の発生、平成24年5月のホルムアルデヒド発生による水質事故、平成24年夏の濁水の経験をふまえるなど、各種災害対策マニュアルを様々な視点から見直し改めて策定。 ・耐震性の弱い石綿管から耐震性の強いダクタイル鋳鉄管へ更新した配水管の耐震化。 				
・経営の健全化		<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減による人件費の抑制。 ・外部委託(給水窓口業務委託)の導入によるお客様サービスの向上。 ・市へ賃借料を支払い、事務所を借用していたが、水道部所有の事務所を有効活用したことによる経費の節減。 				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①石綿セメント管残延長	39,654m (平成18年度末)	13,218m (平成24年度末)	7,166m (平成24年度末)	145.8%	計画に沿って順調に進捗している。	—
②浄配水場の耐震化率	16.6% (平成18年度末)	58.3% (平成24年度末)	60.0% (平成24年度末)	102.9%	計画に沿って順調に進捗している。	—
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>施策については、この5年間における主な取組みにより、着実な成果が上がったものと考えています。特に、旧春日部地区と旧庄和地区間の緊急時用連絡管整備など新設管の整備による配水管網が充実できたことは大きな成果と捉えています。また、成果指標についても目標値を上回る達成率が実現できたところ。こうした結果により、市民意識調査について、重要度はやや低いものの、満足度は一番高い評価をいただけたのかと思います。今後についても市民の皆様に満足いただけるよう、施策への取組みの充実に努めてまいります。</p>				全施策中の順位	満足度： 1/76	重要度： 54/76
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の上水道は、昭和29年に給水を開始して以来、給水区域や施設規模の拡張を重ねてきました。これにより上水道は現在、ほぼ全世帯に普及して社会基盤(ライフライン)として重要な役割を果たしています。 ・本市の創設期以来整備してきた水道施設は、老朽化による更新の時期にきており、改修と維持管理への対応が求められています。 ・安全で安定した水を供給するため、水道施設の維持管理体制や水質管理体制の強化に努めるとともに、災害や緊急時の体制の充実に図る必要があります。 						

施 策		3-5-2 公共下水道等の整備				
■施策の目的						
・衛生的かつ環境に負担をかけずに汚水排水処理ができるようにするため、公共下水道の整備及び維持管理体制を推進するとともに、水洗化率の向上や排水の適正処理の徹底を図り、下水道事業の経営基盤の確立に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・公共下水道の整備及び維持管理の推進		・下水道管渠内の調査や清掃及び中継ポンプ場の機械・電気・計装設備などの適正な補修や更新などを実施し、良好な下水施設の維持管理に努めました。				
・水洗化率の向上		・供用開始された区域の公共下水道接続を推進するため、埼玉県緊急雇用創出基金事業を活用するなど、工事説明会や個別訪問による啓発活動により、下水道の必要性と共に水洗化融資制度を説明し、早期接続をお願いいたしました。また、関東近県に在住する集合住宅等のオーナーを訪問し、水洗化率向上に努めました。				
・事業認可区域の拡大		・平成22年度に行った事業計画の変更において、計画区域に大倉地区を追加したことにより、事業認可区域の面積は2,243.3ha(増17ha)となりました。				
・排水の適正処理の徹底		・公共下水道計画区域以外の地域については、浄化槽などの生活排水処理施設の普及促進を図り、定期的な施設点検の充実により適正な排水処理に努めます。また、大規模な宅地開発などの排水についても適正処理の徹底を図りました。なお、公共下水道計画区域以外の地域について、生活排水の公共下水道への接続許可件数は、(H20～H24)144件です。				
・下水道事業の経営基盤の確立		・下水道事業の経営の透明性を確保するため、平成25年度からの公営企業会計方式移行に向け、事務作業を行いました。				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①下水道整備率	91% (平成18年度末)	97% (平成24年度末)	95.8% (平成24年度末)	98.8%	大畑地内(8.3ha)及び藤塚地内(2.3ha)において、公共下水道の整備を行った。	平成22年度の事業計画の変更により、事業認可区域の面積が増加(17ha)したことによる。
②下水道水洗化率	94% (平成18年度末)	96% (平成24年度末)	96.3% (平成24年度末)	101.0%	工事説明会及び公共下水道普及推進事業等による下水道水洗化率向上	—
③下水などの環境衛生に満足している市民の割合(市民意識調査)	36.1% (平成19年度)	39% (平成24年度)	28.3% (平成23年度)	72.6%	—	施策は順調に進捗したものの、市民の満足度は低い結果となった
■総括		■平成23年度市民意識調査結果				
<p>前期基本計画の目標は、概ね達成できたものと考えます。今後とも、都市環境の保全、市民の安全で快適な生活を確保するため、公共下水道の整備を進めていくとともに、水洗化率の向上が求められています。</p>		全施策中の順位	満足度: 2/76	重要度: 51/76		
■後期基本計画への課題						
<p>・下水道は、市民の安全で快適な生活を確保し、都市環境の保全、河川などの水質汚濁防止や親水対策のために重要な役割を果たす必要不可欠な社会資本です。また、衛生的な住環境や都市環境の保全につながり、河川などの水質保全などを図るために必要な都市施設でもあります。</p> <p>・本市の下水道については、11市4町の流域下水道として整備を進めていますが、依然として生活排水が河川などに流出している地域もあり、河川水質汚濁の原因にもなっているため、より一層の普及率・水洗化率の向上が求められています。</p>						

施 策		3-6-1 地域の特色を生かした良好な住環境の整備				
■施策の目的						
・地域の特色が生かされた街並みや景観が保全・創出され、ルールのあるまちづくりが行われるようにするため、魅力ある良好な住環境の整備を促進するとともに、地域住民の参加によるルールづくりや適正な規制・誘導による住環境の整備に努めます。						
■施策の内容		■5年間(H20～H24)の主な取組み実績				
・魅力ある良好な住環境の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月に春日部市都市景観条例を制定したことにより市民との協働により水、緑、歴史とが調和したまちの形成を図り、ゆとりとうるおいのある個性豊かで魅力あふれる快適な都市の創造に寄与できました。 分かりやすい市街地とするため、地番の整理を実施しました。 				
・地域住民の参加によるルールづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> 市民、企業、行政の協働により、地域のきめ細かなルールづくりによる適正な建物立地を誘導する地区計画を4件策定することができました。 				
・適正な規制・誘導による住環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等指導要綱による要請により良好な宅地供給を促進してきましたが、開発事業に関する手続き、基準等を定めることにより、市、事業者及び市民が一体となって、地域の特性に応じた良好な市街地の整備及び安全で快適なまちづくりに寄与する春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例を制定しました。 				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①地区計画の数	17地区 (平成18年度末)	19地区 (平成24年度末)	21地区 (平成24年度末)	110.5%	武里団地センター地区地区計画、新宿新田大砂地区地区計画、南栄町工業団地地区計画、南桜井駅周辺地区地区計画の4地区が増えたことによる。	-
②住んでいる地域が良好な街並みだと思う市民の割合 (市民意識調査)	51.1% (平成19年度)	53% (平成24年度)	51.6% (平成23年度)	97.4%	-	市民意識調査が「まちづくり4条例」の施行前であったことと考えられる。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
<p>「地域住民の参加による地域のルール作り」の成果である地区計画の指定区域数は、目標値より2地区上回ることができたので、順調に進んでいるものと考えます。</p> <p>また、「魅力ある良好な住環境の整備促進」のために条例を施行したが市民意識調査が平成23年度のためその成果が確かめられない状況である。</p> <p>なお、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、満足度はやや高く、重要度は低いと評価されており、住環境の整備の重要性を更にアピールしていく必要があります。</p>				全施策中の順位	満足度：32/76	重要度：63/76
■後期基本計画への課題						
<ul style="list-style-type: none"> 社会経済の成熟化にともない、都市も単に利便性や効率性を追求するだけでなく、ゆとりや豊かさを重視する方向に変わりつつあります。今後は、環境との共生、高齢化への対応、都市機能の充実、定住の促進、身近な生活環境の充実などを念頭におき、魅力ある豊かな住環境の創出が求められています。 住宅は最も基本的な生活空間であり、その質を高めることが、豊かな生活を創造する基礎条件と位置づけられますが、社会情勢の変化による土地利用の高度化により、日照問題、プライバシー、圧迫感、風害などの紛争が生じつつあり、これらの問題の防止および調整が求められています。 本市では、景観アドバイザー制度を導入するなど、周辺環境を考慮して公共建築物などの整備を行っていますが、魅力ある都市づくりを進めるためには、さらに都市空間の質的充実を図っていく必要があります。 地区計画制度や建築協定制度の適用によって、良好な住環境が保たれている地区もありますが、地域性に考慮した景観づくりを推進することも不可欠なため、今後も引き続き、地区の環境にふさわしい街並みの形成や良好な住環境の整備を図っていく必要があります。 						

施 策		3-6-2 公営住宅の適切な管理				
■施策の目的						
・安心して、快適に住み続けられるようにするため、公営住宅の供給計画を見直すとともに、適正な維持管理と居住水準の向上を図ります。						
■施策の内容		■5年間(H20~H24)の主な取組み実績				
・公営住宅の供給計画の見直し		・平成23年3月に「春日部市住生活基本計画」を策定。(今後の供給計画について、現在の管理戸数を維持するものとし、管理戸数の増加となる新規の供給等は行わないこととしています。)				
・適正な維持管理と居住水準の向上		・平成24年3月に「春日部市市営住宅長寿命化計画」を策定。(公営住宅ストックの状況を把握し、安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、住戸住棟の整備状況、経過年数や経年劣化の状況等に応じ、長期的な維持管理を進めています。)				
■成果指標						
指標名	現状値	目標値	実績値	達成率	H24年度成果の説明	未達成の理由
①バリアフリー対応となっている市営住宅戸数の割合	1.7% (平成18年度末)	8.1% (平成24年度末)	2.8% (平成24年度末)	34.6%	緑町住宅1戸を実施した。	空家になったものからバリアフリー工事を実施することになるが、空家となる数が少なかったことによる。
②耐震化が必要な市営住宅の戸数	54戸 (平成18年度末)	30戸 (平成24年度末)	30戸 (平成24年度末)	100.0%	計画通りに実施する予定。なお、H24年度は未実施。	計画は、H25年度に実施設計の委託をし、H26年度に耐震工事を実施することによる。
■総括				■平成23年度市民意識調査結果		
市営住宅のバリアフリー工事は、空家にならないと実施できないことから、計画通りにいかない面があり必ずしも順調とはいえないものと考えます。 また、耐震化が必要な市営住宅については、平成26年度に耐震工事を実施することを目指しています。 しかしながら、市民意識調査の満足度・重要度の結果については、重要度が低いと評価されており、今後とも一層の市営住宅の必要性の周知や質の高い住宅整備及び管理が必要と考えます。				全施策中の順位	満足度: 16/76	重要度: 76/76
■後期基本計画への課題						
<p>・平成23年度末時点、県営住宅は743戸、市営住宅は中層住宅が282戸、低層住宅が177戸、あわせて459戸が整備されています。そのうち、市営住宅は、昭和56年新耐震基準以前に建設された中層住宅が54戸あり、耐震化対策が必要となっています。</p> <p>・入居募集している住宅のうち、耐用年数を超えている建物の老朽や施設設備の陳腐化が進んでいる木造平屋建てについては、耐震性の確保や維持補修などが必要となっています。</p> <p>・市営住宅は、建物の老朽化および構造上の問題などから、バリアフリー改修について、団地の状況に応じて順次進めています。今後も、だれもが利用しやすい住環境をめざして、計画的にバリアフリー化を進める必要があります。</p>						